総務常任委員会会議録

〔平成22年 9月22日開催〕

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成22年 9月22日 午前10時00分 開会 午後 3時40分 閉会 場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員(7名)

委	員		長	出	田	裕	重
副	委	員	長	柏	木		剛
委			員	谷	口	博	文
委			員	熊	田		司
委			員	北	村	利	夫
委			員	蛭	子	智	彦
委			員	長	船	吉	博
議			長	JII	上		命

欠席委員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事	務	局	長	渕	本	幸	男
次			長	阳	閉	裕	美
課			長	垣		光	弘
書			記	JII	添	卓	也

説明のために出席した者の職氏名

市			長	中	田	勝	久
副	市	ī	長	Ш	野	兀	朗
市	長が	室	長	田	村		覚
総	務	部	長	喜	田	憲	康
財	務	部	長	岡	田	昌	史
市	民 生	活 部	長	堀	Ш	雅	清

健康福祉部長	郷		直	也
産業振興部長	水	田	泰	善
農業振興部長	奥	野	満	也
都 市 整 備 部 長	野	田		博
会計管理者次長兼会計課長	高	Ш	欣	士
市長公室次長	中	田	眞 -	- 郎
農業振興部次長	神	田	拓	治
総務部次長兼選挙管理委員会書記長	入	谷	修	司
緑総合窓口センター所長	長	尾	重	信
西淡総合窓口センター所長	前	田	和	義
南淡総合窓口センター所長	林		光	_
財務部次長	土井	本		環
次長兼監査委員事務局長	高	見	雅	文
		/	عبر ز-	
市長公室課長	田	村	愛	子
市長公室課長総務部総務課長	田佃	-	• •	子夫
	·	-	愛	-
総務部総務課長	佃	村	愛信	夫
総務部総務課長総務部防災課長	佃松	村下	愛信良	夫卓
総務部総務課長総務部防災課長総務部情報課長	佃松富	村下永	愛信良	夫卓
総務部総務課長 総務部防災課長 総務部情報課長 ケーブルネットワーク淡路所長	佃松富土	村下永肥	愛信良文一	夫 卓 博 二

Ⅱ.会議に付した事件

1. f	寸託案件	
1	議案第57号	南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例制定
		について・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
2	議案第58号	南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及
		び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関
		する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・73
3	議案第59号	南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
		τ80
4	議案第60号	南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につ
		いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
(5)	議案第61号	南あわじ市防災会議条例の一部を改正する条例制定について・・・・82
6	議案第62号	南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定に
		ついて・・・・・・・84
7	議案第54号	平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)・・・・・・・・・・ 5
		事務調査の申し出について・・・・・・・・・・・・・・・・・86
3. 3	その他・・・・・・・	••••••8 7

Ⅲ. 会議録

総務常任委員会

平成22年 9月22日(水) (開会 午前10時00分) (閉会 午後 3時40分)

○出田裕重委員長 皆さん、おはようございます。

連日、決算審査特別委員会からきょうの総務常任委員会、全員出席のもと開催させていただきますこと、まず御礼を申し上げたいと思います。

本当に天候が変わりやすく体調管理大変だと思いますが、まだまだ9月議会続きますので、最後までよろしくお願いしたいと思います。

以上であいさつ、簡単ですが終わりたいと思います。

それでは、市長が来られておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

昨日まで決算特別委員会、4日間本当に御苦労さんでございました。おかげさまで決算の審議、御承認、御認定賜りまして、まことにありがとうございました。

本当に暑い毎日が続いております。残暑も厳しいようでございます。30日までの会期 ということで、御苦労さんでございます。

きょうは、今も委員長のほうからお話がありましたとおり、総務常任委員会、付託をお願いいたしました案件につきまして、御審議を賜るところでございます。どうぞ、適切妥当な御決定をお願い申し上げたいと思います。

それから、1件、この前も少し御報告ということで申し上げておりました、「総合特区 淡路環境未来島構想」この件でございますが、先般も申し上げましたとおり、21日、昨 日、国のほうで締め切りがされました。多分、当初100自治体、100企業体含めてで すがあったと伺っております。その後、多少はふえているんかなという感じをいたしてお ります。淡路にとっては、今後この特区の認定がいただけるかどうか、かなり将来の淡路 の育成、大きく変貌する要因にもなるんかなというふうに思っております。当然、県も一 生懸命これの認定に向けて、また淡路3市も一体になって取り組んでおります。

初めの構想からそう大きくは変わっておりません。一部淡路らしさをもう少し表現したらどうかとか、環境のことをもう少し突っ込んだらどうかとかいうようなことでございます。3月の末には、その候補が認定、決定されるんでないかなというような情報も伺っております。とりあえず御報告申し上げます。

なお、あと私も共同募金の関係等の会議が重なっておりまして中座いたしますが、よろ しくお願いを申し上げまして、冒頭のごあいさつにかえたいと思います。

どうもありがとうございます。

- 1. 付託案件
 - ⑦ 議案第54号 平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)
- ○出田裕重委員長 それでは、ただいまから第34回定例会において当委員会に付託を されました議案について審査を行います。

なお、本日は、傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと 思いますが、これに御異議はございませんか。

長船委員。

- ○長船吉博委員 再度説明をお願いしたいと。お諮りください。
- ○出田裕重委員長 そういう異議がございますので、再度執行部より提案理由の説明を 求めることについて御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、提案理由の説明を求めることといたしま す。

説明員の入れかえの関係により、審査の順序を変更して、議案第54号、平成22年度 南あわじ市一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財務部長。

○財務部長(岡田昌史) ただいま上程いただきました、議案第54号、平成22年度 南あわじ市一般会計補正予算(第3号)の提案理由の説明を申し上げます。

この補正予算におきましては、障害者福祉、児童福祉、福祉医療費の過年度国県支出金の精算に伴う返納金、農林水産施設災害復旧事業にかかる必要経費の追加、有害鳥獣対策事業にかかる必要経費の追加及び河川維持管理経費の追加が主なものでございます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,651万円を追加いたしまして、歳 入歳出予算の総額を241億5,075万9,000円とするものでございます。 次に、第2表、債務負担行為の追加でございます。5ページをお願いいたします。

債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、この表のとおりでございます。 新庁舎建設事業に関する債務負担行為の追加及び廃止でございます。当初、基本設計業務 についてのみ債務負担行為を措置しておりましたものを、基本設計、実施設計、監理の3 業務一括にて債務負担行為を措置するものでございます。

次に、第3表、地方債の補正でございます。

限度額の総額を800万円追加し、21億6,310万円とするものでございます。農 林水産施設災害復旧事業にかかる起債の追加でございます。起債の方法、利率、償還の方 法はこの表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により説明をいたします。 9 ページをお願いいたします。 まず、歳入でございます。

11款分担金及び負担金、1項分担金422万7,000円を追加し、1億2,418万2,000円とするものでございます。県単独治山事業分担金122万7,000円及び農地農業用施設災害復旧事業費分担金300万円の追加でございます。

次に、13款国庫支出金、1項国庫負担金212万円を追加し、13億7,979万3,000円とするものでございます。児童扶養手当負担金175万円の追加が主なものでございます。

次に、2項国庫補助金368万2,000円を追加し、1億7,400万2,000円と するものでございます。セーフティーネット支援対策事業費補助金の追加でございます。 次に、10ページをお願いします。

3項委託金14万1,000円を追加し、1,825万9,000円とするものでございます。特別児童扶養手当事務費交付金の追加でございます。

次に、14款県支出金、1項県負担金164万6,000円を追加し、6億3,066万2,000円とするものでございます。過年度生活保護費負担金の追加でございます。

次に、2項県補助金8,267万6,000円を追加し、11億3,713万7,000円 とするものでございます。災害復旧費県補助金6,700万円の追加が主なものでござい ます。

11ページをお願いします。

3項委託金131万円を追加し、2億3,784万円とするものでございます。柿の木谷池周辺整備委託金の追加100万円が主なものでございます。

次に、16款寄附金、1項寄附金65万5,000円を追加し、2,587万3,000 円とするものでございます。市民まつり寄附金の確定に伴う追加でございます。

12ページをお願いします。

17款繰入金、1項特別会計繰入金147万3,000円を追加し、5,893万1,000円とするものでございます。老人保健特別会計繰入金147万3,000円の追加で

ございます。

次に、18款繰越金、1項繰越金6,028万円を追加し、1億9,341万6,000 円とするものでございます。前年度繰越金の追加でございます。

次に、19款諸収入、5項雑入30万円を追加し、6億6,524万7,000円とする ものでございます。有害鳥獣捕獲隊補助金補助分担金の追加でございます。

次に、20款市債、1項市債800万円を追加し、21億6,310万円とするものでございます。農林水産施設災害復旧費の追加でございます。

次に、歳出を申し上げます。13ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費1,800万2,000円を追加し、19億1,309万2,000円とするものでございます。共済組合費1,512万1,000円、訴訟弁護士委託料222万6,000円及びまつり補助金65万5,000円の追加でございます。

次に、2項徴税費40万円を追加し、2億9,018万9,000円とするものでございます。県の住民税等整理回収チーム受け入れにかかる負担金でございます。

続いて、14ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費1,207万9,000円を追加し、32億6,850万2,000円とするものでございます。障害者福祉費の過年度給付費返納金1,025万4,00円、福祉医療費の老人医療費助成事業ほか、過年度返納金118万5,000円が主なものでございます。

次に、2項児童福祉費841万1,000円を追加し、24億239万9,000円とするものでございます。児童扶養手当525万円の追加が主なものでございます。

15ページをお願いします。

3項生活保護費1,041万4,000円を追加し、5億249万2,000円とするものでございます。国庫の過年度生活保護費負担金返納金871万4,000円が主なものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費200万円を追加し、8億3,026万8,000円 とするものでございます。リフレッシュ交流ハウスゆーぷるの白蟻駆除工事費の追加でご ざいます。

次に、2項清掃費320万円を追加し、8億9,648万8,000円とするものでございます。沼島地区解体家屋等廃材搬出業務委託料の追加でございます。

16ページをお願いします。

5 款農林水産業費、1項農業費187万円を追加し、18億7,028万円とするものでございます。柿の木谷池周辺整備工事費147万円の追加が主なものでございます。

次に、2項林業費2,327万4,000円を追加し、8,202万4,000円とするものでございます。有害鳥獣対策にかかる補助金1,041万2,000円、林道維持管理工事費450万円及び県単独補助治山事業工事費718万円の追加が主なものでございます。

17ページをお願いします。

3項水産業費140万円を追加し、3億7,912万4,000円とするものでございます。仁頃漁港管理修繕工事費の追加でございます。

次に、8款土木費、3項河川費700万円を追加して、1億1,171万9,000円と するものでございます。河川維持工事費の追加でございます。

次に、9款消防費、1項消防費15万円を追加し、8億8,467万3,000円とする ものでございます。地域防災力強化訓練事業補助金の追加でございます。

18ページをお願いします。

10款教育費、1項教育総務費13万円を追加し、4億228万2,000円とするものでございます。特別支援教育総合推進事業にかかる経費の追加でございます。

次に、3項中学校費18万円を追加し、3億1,510万1,000円とするものでございます。兵庫学力向上推進プロジェクト事業にかかる経費の追加でございます。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費7,800万円を追加し、7,800万1,000円とするものでございます。農地農業用施設災害復旧事業にかかる経費の追加でございます。6月26日から27日の大雨による農地農業用施設災害復旧事業にかかる工事請負費などでございます。

以上で、議案第54号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○出田裕重委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、歳入について質疑を受けたいと思います。

ページは12ページまででお願いいたします。

質疑はございませんか。

熊田委員。

- ○熊田 司委員 そうしますと、この5ページの債務負担行為の補正は、今聞いてもよ ろしいですよね。
- 〇出田裕重委員長 どうぞ、はい。
- ○熊田 司委員 まず、新庁舎等建設基本設計業務委託料を廃止し、今回、新庁舎建設 基本設計、実施設計及び監理業務委託料ということで、1億20万上がってきているんで すが、これを今回、補正として上げてきた理由について説明していただけますか。

- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) 他市の事例を参考にいたしまして検討いたしました結果、基本設計、それから実施設計、それから監理業務委託、この三つを一括で発注することが望ましいというふうに考えまして、今回、債務負担行為を措置させていただいております。
- 〇出田裕重委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 今回、決算の時でもいろいろと話があったと思うんですが、他の議員 のほうからも。まず、基本設計、実施設計及び監理業務委託料を一括で上げることのメリットとデメリット、この間からは結構デメリットのほうがいろいろと強調されてきたよう に思うんですが、メリットとデメリットを教えていただけますか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) 一括方式でのメリットということでございますが、同じ同一の設計事務所が設計と監理を行うというようなことから、情報伝達が円滑となる。また、円滑となって継続性が担保される。そのため、設計内容に関する質疑等についても、対応が迅速に行えるというようなことがメリットかというふうに考えております。
- 〇出田裕重委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 今回のいろいろ、僕は専門的でないんですけど、いろいろ話を聞く中で、この設計と管理業務は分割したほうがいいよという話が結構出てきてたと思うんですが、じゃあ、逆に今度、今回は一括で上げてきていますけれども、設計と監理業務を分割した場合、メリットとデメリット、これはどうなっているのか教えていただけますか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) 今申し上げました一括でのメリットが、分割することによってそのまま逆転するというふうには考えております。
- 〇出田裕重委員長 熊田委員。

- ○熊田 司委員 何回も言うてあれなんですけども、その設計と監理業務を分割したほうが緻密で責任がある設計ができるというのが、今回の同僚議員等の意見で多々出ていた と思うんですが、この点については執行部はどのように考えていますか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) 設計業務の委託につきましては、今、提案をさせていただいております一括での委託方式、それから、今熊田委員が申されておりましたように、第三者監理方式、それから自主監理方式、この三つの主な手法があるかと思います。どの手法がよい、悪いというのではなく、私どもは、今回この一括での委託方式を採用させていただいたということで、最善ではないかもわかりませんが、よりベターであるというふうな判断をさせていただいて、このような措置をさせていただきました。
- 〇出田裕重委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 それぞれメリット、デメリットあると思うんですが、我々からすると 専門的な知識を持った議員が、あれだけこだわってと言ったら失礼ですけども、設計と監 理業務を分割したほうがいいんじゃないかという意見をあれだけ出していますので、その 点も強く考慮してどちらのほうをとったらいいのかというのは考えていただけたらとそう いうふうに思います。これは返事もらえることでもないんですが、一応、そういう思いを 込めて、質問は終わらせてもらいます。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ちょっと、熊田委員の関連で私もちょっと思いを述べたいわけでございますが、今、本当に地方経済が非常に厳しい状況下にあると。私の持論という話は、当然、いずれしなくてはならない公共事業ですわね。例えば、庁舎であったり庁舎の建てかえ、分庁舎やったてやな建てかえせんなん。いずれせんなん公共事業、火葬場であったり、そういう事業を今この厳しい経済状況下にあってね、前倒しででもやっていただいたらというような思いがあるんです。

それで、先ほどから言うとるように、私はとにかく設計、委託、監理、工事の施工であったって、地元業者がとにかく工事発注、受注しやすいような環境を整備していただきたいというような思いを強く持っておるのやけど、そのあたりはいかがでしょうか。

- ○出田裕重委員長市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) この件につきまして、新庁舎の基本計画案の説明会、21 カ所させていただいたわけなんですけれども、その中で設計業務にしてもあとの工事の施 工にいたしましても、地元業者が非常に疲弊しておるということで、何とか地元業者がか かわれる方法を考えてほしいというような希望がございました。こういうふうなことで、 この間8月の広報にも書いておりますけれども、地元の業者が参加できる、いろんな発注 の中でも分割で分けて地元業者が参画できる方法、これはこれからいろいろと地元業者が かかわれる手法については考えていきたいなとこのように思ってございます。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 とにかく、地元業者でも1社に偏ることなく、できるだけ多くの業者が設計であったって、建設の施工であったって、そこらはしっかりと今後とも。それと、当然、設計というような観点をせなんだら、庁舎、職員の方々が試行錯誤されたような計画案、我々も説明を受けたところでどうしてもしづらい点もあるし、意見というか、しっかりとした意見を述べていかんなんので、そのあたりはしっかりと、やはり地元の業者が施工にかかわれるようにという、やはり南あわじ市の地場産業の、例えばかわらであったりとかいうやつをして、南あわじ市にふさわしいような、そういうふうな設計をぜひしていただきたいなというような思いがありますので、その辺だけどうですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 先ほど、設計業務と工事の分割発注のお話をさせていただいたわけなんですけど、地場産業、これも説明会の中でいろんな御意見の中で、地場産業のかわら、かわら使用を何とか考えてほしいというような御意見もございました。この部分につきましても、8月の広報で加筆修正させていただいております。これがどこまで使えるかというのは、まだいろいろ協議があるわけなんですけども、思いとしてはできるだけ可能な限りふくだけのかわらじゃなしに、壁材、床材、いろんなところで使える工夫があるんかなというようなことを御相談しながら、可能な限り使っていく方法を考えてみたいとこのように考えてございます。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 私も一般質問で言わせてもらったんやけどね、やはり南あわじ市に来

たらやはり南あわじ市というような、当地を訪れた方が、やはり南あわじの地場産業には こういうのがあるんやなというようなことがわかるように設計もよ、そこらを十分配慮し た上でやっていただきたいということだけお願いして、この件についてはこれで終わりま す。

- ○出田裕重委員長 ほかに。蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 先ほどもありましたように、一括発注によるメリット、デメリットという話があったわけですが、これまで分離をしてきたわけですね。そこでどんな問題があったんでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) このたびは、他市の事例で基本設計、実施設計、監理方式 一括発注されている自治体等もある中で勉強させていただきました。これまでは実施設計 した業者が、表現が悪いかもしれませんが、ところてん式に随意契約の中で設計業務を担当しているというようなことで、我々が思うのは、そこらが不透明な今の時代ですね、違うんかなと。確かに、国のほうでは随契もありきよというような考え方もあるようですけれども、やはりこれからの時代、そういったものを明確に透明性を持たす必要があるんかなというような思いで、このたび一括発注という提案をさせていただいております。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 つまり、南あわじ市でもそういう不透明なことで問題点があったとい うことですか。
- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) 南あわじ市になってから、今おっしゃっておるようなケース というのは、今のところございません。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 随契による不透明さというのはないということですか。

- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) 分割というような取り扱いでの過去のこの合併後はないとい うことです。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 分離発注をしてのメリットはあったということはないんですか。
- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) 私も、実態として現場を持っておるわけではないので、今のような話の中で何とも答えがたいところがあります。実際に、担当部署においてそういう 監理のほうで何か課題、問題点があったのかというようなこと自体が、私は耳にしておりませんし、今の時点では何ら問題なかったように思います。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 分離発注をして随契になっている例というのは多いんですか。
- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) 事例といいますと、小学校、中学校のいわゆる大規模改造と か耐震補強を兼ねた工事、これについては最初の設計の段階では入札で大体を執行してい ます。あとの監理については、当然、その設計士に随意契約をするという方式が、大体今 南あわじ市で取り組んでおる状況です。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 先ほどの質問にもありましたように、分離発注したほうが、監理業者と設計業者と分けたほうが、より緻密な設計になり、また、その設計上の問題点なりがもしあれば明確になる。なければそれはそれでいいんですけれども、あった場合に問題点になるということを防ぐために分離発注をし、緊張感を持たせるという考え方が分離発注の一つの考え方の柱になっているのではないかということを思うんですが、その点はいかが

ですか。

- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) 今、委員のおっしゃっとる内容についても、それは幾分かは そんな感じはせんことはないです。ただ、今、今回のこの提案というのは、あくまでもこ ういう大きな工事をする中で、やはり分割することによって後々の経費的な問題なりその 辺のところもある程度加味した中で、やはり透明性を出すために一括でという取り組みを 先進事例の中でいろいろ調査した結果、それが妥当であるんだとこういう思いの中で今回 提案されたわけです。

ですから、一長一短というのは、当然いろんな形で出てこようかと思いますが、やはり 透明性を確保するために、今回一括という取り扱いというような考えでございます。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 その同僚議員の質問の中で、3月議会で修正案まで出してそれを否決した上で債務負担行為ということで議決をしたと。それがわずか半年ぐらいの間で大きく変更されると。それが執行部としての事前の提案に対する姿勢として、非常に問題があるのではないかという話があったわけですが、それについての答弁というのは明確にはなかったように思いますが、その点はいかがですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 他市の事例ということで、我々視察にも行っていないわけなんですけれども、会派でいろんなところで勉強されてた議員さんおられます。そういった中で、一括のほうがスムーズに行っているよと、透明性がしっかりしているよというような御意見もございました。いろんなことを考えまして、確かに3月からこのたびまで6カ月なんですけども、その間、いろんな他市の事例等を勉強する中で、こちらのほうがよりええんかなというようなことで、このたび補正で提案させていただいているところでございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 よりええんかなというような話ですけども、その随契に至るということが問題なのではないかということを思うんですけれども、その設計と監理というのは、

やはり先ほども言いましたように緊張感を持たせて、例えば姉歯の事件というのもあった わけですけれども、やはり、その設計上の問題点を、もしあればですよ、監理として指摘 できるけれども、そういう気づかない点で問題点があったり、大きな事件になってしまわ ないための防御策としてのそういう基本設計、実施設計、監理業務の分離ということがあ るとするならば、やはりそうしたメリットを生かすということが将来にわたって非常に大 事な点になってくると。事件、事故が起こってからでは遅いという話もやっぱりあると思 うんですけどね、信頼感の中で動いているとは言いながらも、やっぱりそういう緊張関係 というのは持つべきでないかと。それを、安易に随契に頼っていくということがよくない 事例になっているのではないかと思うんですが、今後もこうした一括発注という方針をと るわけですか。

- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) いろんなケースがやっぱり考えられるんかなと思います。今回のように、庁舎というかなり事業としても大きい事業でございます。今後、すべて一括でいくのかとこういうお話でございますけれども、状況に応じては一括というのも当然考えていく必要があるのかなと。そこまでのすべてが一括でいくかという思いでは今のところはないですけども、やはりいろんなケースを想定した中で、当然、一番妥当なところにまとめていきたいと、そんな思いでございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 大手ゼネコンの事業であっても、実際に山陽新幹線や高速道路などで、 工事の中での問題点があったり、あるいは設計上でいろいろ問題点があったということを 考えるならば、やはり監理業務と設計とは分離してやるということが基本にあって、むし ろ随契でやってきたことの反省に立って、そこへの対応をするほうがより適切な工事実施 になるのではないかというのが、その専門としている議員の質問の意図でもあったと思う し、その点、大分大きく食い違っていると。どの会派のどんな視察による結果だったのか ということをちょっと教えていただけますか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 岡山県の真庭市ですか、あそこを見に行かれたように聞いています。それ以外の資料もうちのほうで調べておるわけなんですけど、四万十市とかそういうようなところも一括発注されているようでございます。

真庭は分離発注やったんかな。

済みません、宍栗市ですね。宍栗市と四万十が一括発注でございました。さらに、分離発注されているのは、真庭とか出雲市とかが分離発注されているようです。やはり、全国の自治体もいろいろのメリット、デメリットがありますので、いろいろ工夫されていろんなケースが出ておるようですけれども、我々は一括の発注のほうがよりよいかなというような思いで、補正予算を上げさせていただいているところでございます。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 どちらの会派の方の意見で動かれたわけですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) あれは、何会派が行ったんでしょうかね。特別委員会でも 宍栗市に行かれたんじゃないですか。去年か一昨年。会派も含めて議員さん全員で宍栗市 に行かれた違うんでしょうか。あのときに、私ども資料をいただきました。それでもって 見ました。
- ○出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 言いよったことが違うんで、だから会派の方の意見も参考にして決め たと。だからどの会派の。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) だからですね、ゆづるはクラブが多分真庭市にせんだって 行かれたと。その前に特別委員会全員が参加されたかされていないか、全員さんの参加状 況はわかりませんが、宍粟市は特別委員会か何かで行かれたかなとこのように。去年です ね。特別委員会じゃなしに別途、任意で行かれたんですかね。そういう情報を聞いてござ います。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 非常に記憶がおぼろな話の中で、何が根拠になっているかというのが 非常によくわからない話で、責任ある答弁というふうにはなかなか聞こえないわけですが、

いろいろある中で分離発注、一括発注という選択肢があるということは、それはあるんだ ろうと思うんですが、その議決の重みということも考慮していただかないと、議会の中で、 3月議会ですね、そこでこれがいいだろうということで決めたものが、また半期の間で突 然としてその会派の意見を取り入れて変えるというのは、何か特定の会派に偏ったような 対応というふうに思うわけですね。それで、果たして公平な対応であり、執行部の判断と しての公明さというか、公正さというのにはやはり欠けているということを思うんですが、 この自分たちの行ってきたことに対してそういう対応というのは、ちょっと納得のできな い話なんですが、分離分割発注でこれまでもそんな大きな問題はなかったと。随契という のが結局問題であれば、随契の起こらない仕組みをつくれば足りる話であって、それが議 決を尊重する姿勢だというふうに思うんですが、やっぱり議決を尊重する姿勢の中で、議 会と執行部との信頼関係というのは生まれてくると思うんですよね。この大きな事業とい うこと、透明性を確保するというわけですが、もちろんその随契じゃない入札を行えば、 一般競争入札を行えば透明性も確保されると。で、緊張感を持っての監理業務にも、ある いは設計業務にも当たれるということになれば、今回のことにあえてこれを取り入れると いう必然性というのはないのではないかと、ないということになると思うんですけど、や はり、議会の議決ということの尊重に欠けるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○出田裕重委員長市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) まず、一括発注することによって、議員さんも理解していただきたいのは、随契が避けられると。ところてん式に実施設計した業者が随意契約の中で監理業務を受けるという部分は、一括発注の中で避けれているということをまず理解していただきたいと思います。

それともう一点、いろんな方、議員さんも勉強してきておるようでございます。そういった意見の中で、我々もその関係市町に資料を求めて、どういう経緯の中でこういう選択をしたのか、一括にしたのか、分離にしたいろんな各市の担当のほうに資料照会する中で、できるだけ資料を集めて判断をさせていただいたということでございます。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、随契は発注するあるいは入札方法を決めるのは、入札審査会で決めるもので、随契にしなければいいわけですよ。自動的になるからいいんだという話じゃなくて、それであれば先ほど申し上げました、設計と監理とを分離するメリットというのを消してしまうことになってしまいませんか。そのメリット性を消す意味というのは、どこにあるわけですか。

- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) ちょっと今の質問、わかりにくいんですけど、設計と監理 のメリットを消すという、ちょっとそこをもう一度お願いします。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 設計業務と監理業務を分離することによって生まれるメリット性を消すことになるのではないかということを言っているんです。
- ○出田裕重委員長市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 当然、一括発注した場合、設計に携わった監理技術者、それは施工監理業務には携われないという条件、要するに第三者監理方式という考え方でございますので、一括発注した場合、実施設計した監理技術者が、設計業務をした監理技術者が、次の施工監理の業務に携われないという縛り、これは国のほうから通達で出ておるわけなんですけど、そこのメリット性というのは、設計した人と監理した人とのあいまいさをなくすという考え方でございますので、国の通達も出ておるわけなんで、そこは分けなさいよということ、それは担保されているとこのように考えております。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ということは、監理業務だけは別の業者に発注するんですか。その中の、業者は同一業者の中の別の人にさせるということですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 要するに、一括発注すれば、同じ会社がとるんですけれど も、業務の分担の中で設計を行った技術者の方が監理のほうの技術者にはなれないよとい うルールが、これは国のほうの通達で出ておるわけなんで、そういうふうにして人が変わ ることによって第三者監理方式、そこらのあいまいさをなくしなさいというような通達に 基づいて考えているところでございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、同一業者がやるということには間違いないわけで、そこのところを指摘しているわけなんですが、やはり事業者は会社の利益のためにそれぞれの従業員があるということで、そこはしっかりとお互いに緊張関係を保つようにということで分離をするというところのメリット性を指摘をしておるわけなんですが、それでは、一括発注した場合はそのメリット性がなくなるという判断をせざるを得ません。それでは、やはりこの事業そのものを本当に透明性を確保するということとは矛盾した対応というふうに思うわけです。

随意契約をせずに競争入札で行えば、いろいろその手続上の時間はかかるかもわかりませんけれども、大きな工事で将来にわたる工事ということであるならば、そうした慎重さを持って対応するということが求められると。慎重さを欠くそうした考え方というのは、やはり受け入れることはできないというふうに思います。やっぱり、もっと慎重に対応するべきじゃないんですか。

- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) これですね、平成22年5月に公共建築のマニュアルとい うんで、国のほうから出ておるわけなんですけども、今、一括方式と第三者監理方式、う ちは自己監理ができないのでそれは対象外といたしましても、二つの方式があるよと。そ れも、国のほうも工事の内容がいろいろあって、メリット、デメリットを考慮して市のほ うで判断したらよろしいよと。

ただし、第三者監理方式を採用する場合は、次の入札参加に設計業者は入ることができないのかというような疑問も出ます。それについては、別に構わんですけれども、監理技術者は人を変えなさいよというような通達がございます。それによって考えてございますので、一括方式にした場合のあいまいさは、そこで払拭できるとこのように考えてございます。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、同じ身内、今度の検察の話もありますけれどもね、検察。今、厚生労働省の問題で、検察官が大変なことをやったと。それも超ベテランのことをやっていると。だから、同一業者の中の、その大変な事業であったとしても、同一業者の中でお互いに身内をかばい合うということだってやっぱりあるわけで、それはやはり、ちょっと発言中ですので、谷口さん。委員長。

- 〇出田裕重委員長 続けてください。
- ○蛭子智彦委員 続けてくださいじゃなくて、ちょっと注意をしといていただけますか。
- ○出田裕重委員長 少し御静粛にお願いします。
- ○蛭子智彦委員 そういう例も、今は身内が身内を捜査するというのは難しいということもあるわけです。ですから、こうした監理業務と実施設計業務の緊張感を保たせるということでいえば分離発注をし、しかも随契じゃない一般競争入札でお互いに牽制をし合うという、そういう関係というのがやっぱり必要であるということは明らかじゃないですか。これは平行線のような話になってしまうんですけれども、そういうことを発言をして非常に不安を持っているということで、指摘をしておきたいと思います。終わります。
- ○出田裕重委員長 ほかに。長船委員。
- ○長船吉博委員 この件については、修正案で否決されました。それで、今やりとりを 聞いておったんですけれども、まず、この22年度の当初予算のときの市の予算化すると きの考え方、どういうふうに考えて当初予算を提出したんですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) これは、先ほど来言うてますけれども、基本設計、実施設計、監理業務、三つの業務がございます。その中のスケジュールの中で、一番先に出てくるのが基本設計という考えでもって当初予算に計上させていただき、一部年度をまたぎますので債務負担を起こさせていただいたと。三つの業務の順番に、一番先に基本設計から始まるということで、当初予算と債務負担というような形で、基本設計からスタートするという考えで予算計上させていただいたところです。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 そしたら、他市の事例を見てこういうふうな6カ月なって補正を出す。 他市の事例、何で南あわじ市独自でそういう当初予算でできないんですか。

- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 建築工事に対する業務委託につきましては、平成21年に 国土交通省の通達の第15号が出てございます。それで、次に今私の言いました一括方式、 第三者監理方式、これにつきましては22年の5月に国のほうでマニュアルができて、各 我々のほうに回ってきてございます。その当時は、そういった21年の国土交通省の通達の中で、業務委託の考え方いろいろ出てきておりましたですけれども、マニュアルの中で 22年の5月に一括発注方式もそれはそれでよいですよ、第三者監理方式もそれはそれでよいでしょうけれども、各市の実態に合わせてそれぞれ発注者側は考えなさいという通達が22年の5月に出てきた。その中で、今、蛭子議員さん等いろいろ言われています設計業者が監理業務をしたときのあいまいさ、そこらについては人を変えなさいとかという通達が22年の5月に出てきたというようなことで、いろいろ調べる中で総合的に判断して、一括発注方式のほうがよいという判断をさせていただいたところでございます。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 そしたらね、提案説明の時に他市の事例を見て、そういうふうに提案 説明しておるわけじゃないですか。そしたら、国のそういうものに準じてそういうふうに 一括発注なりそういうふうにしましたという提案説明が必要なんじゃないですか。提案説 明を間違とるんじゃないですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 他市の事例はもう既に実施して、一括発注方式をやっていました。その後、担当といろいろ話をしておるときに、国のほうから22年の5月のこういう文書も出てるよというような教えていただきました。そういうことで、我々はそれの書類を取り寄せて、国のほうでこういう方式のマニュアルがつくられたんやなと、他市の事例のところに教えていただいたということで提案理由をさせていただいております。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 それはそれとしてね、議員が個々に勉強しておられるその意見を聞きましてというふうなことを言っていますけどもね、議会では庁舎検討特別委員会を持っておるわけですよ。まだ、それ今協議中なんですよ。それを検討委員会も尊重せずして、一会派の議員の方々の意見を聞いて一括方式にしたというのも、これもいかがなものかなと

思うんですけど。

- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) これは、先ほども答弁させていただいて、そういう御意見を聞いて最終的には、その他市の担当者とお話しいろんな資料をいただき、最終的な判断をさせていただいた。情報はいただきましたけれども、最終的には他市のそういう一括方式を取り入れている担当者にメリット、デメリットを聞き、あるいは22年の5月に国のほうからも出てるよというようなことで、最終的には我々のほうで判断させていただいたところでございます。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 今までのやりとりを僕ら聞いておったらね、何か市の担当部局がよ、 その場その場で変幻自在で物事を変えていっている、そういうことが非常に多い。私は、 もともと南あわじ市は補正予算が多い過ぎると。もっと当初予算を本当に、当初予算の継 続をもっとしっかりと協議した中で、当初予算を出してほしいというふうに言っておりま す。これも財務部長、よく御存じやと思うんですけども、なぜそういう部分をしっかりと した中で、特にこれだけ住民の関心の深い庁舎等についても、その点について当初予算を しっかりと協議できなかったのかなという思いで残念に思うんですけども、この点いかが ですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 決して変幻自在とは思っておりません。先ほど言いましたように、22年の5月に国のほうからこういう改訂版が出たということで、やはりこれからもいろんな協議をする中で、よりよき庁舎に持っていくためにいろいろ相談しながら変えていくことも出てくるであろうと。基本的な考え方は持ってございますけれども、いろんな御意見を聞く中でよりよき庁舎に結びつけたいという思いでございます。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 変幻自在ではないというふうに言いますけれども、今、人形会館それ から足湯にしてもそうでしょう。もう本当に市の事業に対して、その場その場で思いつき のように変えていく、やっぱりこういうふうなことをやっておると市民も疑惑また不信感

を持つと思うんですね。特に、こういう箱物と言われる事業は、市民にとって非常に関心 の高い事業であって、それをやはりもう少し執行部としてはしっかりとした計画を持った 中で進行をしていくべきやと、私はそういうふうに思っております。

庁舎の説明の会場でも、いろんな住民の意見も出たと思います。その中で、やはり再検討しているというのは、それはそれで必要なところは必要部分、特に、今先ほど言いましたかわらとかそういう地場産業について、必要な部分はやっぱり取り入れていくべきやというふうに思いますけれども、この工事については、やはり一括方式、分離方式、メリット、デメリットはっきりとあります。その部分については余り言いませんけれども、やっぱりもっともっと当初予算なりのときに、しっかりとした執行部内で協議した中で、補正等のないような形を取り入れていただきたいなというのは、私の思いでございます。

終わっておきます。

○出田裕重委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。 再開は11時5分といたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

- ○出田裕重委員長 再開いたします。 休憩前に引き続き、歳入について質疑はございませんか。 北村委員。
- ○北村利夫委員 今、いろいろとやりとりがあったわけなんですが、この住民運動がされている最中にこういう補正が出てくるということは、やはり住民運動をやっている方々に対して逆なでするような補正じゃないかなと思うんですが、どのように思われますか。
- ○出田裕重委員長市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 我々、基本計画案、スケジュール表、説明会の中でいろんな会場で26年度末までに開庁をしたいというスケジュールがございます。そういった中で、基本設計はいつごろする、実施設計はいつごろする、用地買収はいつごろする、いつごろ工事にかかるというようなスケジュールを組んでございます。そういったスケジュールの中で我々は進んでいることであって、住民運動とは別の話やと。我々のスケジュールの中で動いていることでございます。

- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 それは執行部の考え方であって、やっぱり住民の人がいろいろと心配されている。そやから、その分市民の人の気持ちを一つにするためにも、少しぐらい議会の議決を待ってからやるという方法はなかったんですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) これは、私から答弁するのが適切かどうかわかりませんけれども、それはそれでですね、正式な書類としてされた段階で、議会の中で審議される機会があるんじゃないでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 もちろん、その後でこういうものを出したらどないかと聞いたわけで す。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) それは、冒頭に私、答弁させていただいたように、市のスケジュールに基づいて基本設計があり、実施設計があり、工事の発注があり、施工監理がありというスケジュールの中で動いていると、我々のスケジュールの中で動いているというところでございます。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 それは、いわゆる参画と共同ということでよく市民の人の協力を得ながら市政を進めていくんやというような言い方をよくされますけれども、そんな人は一部の人がやっとることやと、そやから既成事実のとおり庁舎建設ありきで進めていくんやと、スケジュールどおりいくんやというふうにお考えですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) これも2番目のときに答弁させていただきました。そうい

う権利がございますので、それはそれで当然の権利としてあって当然やと思います。それ は、また別途判断される時期があるんじゃないでしょうかということでございます。

- ○北村利夫委員 終わっておきます。
- ○出田裕重委員長 ほかに。谷口委員。
- ○谷口博文委員 11ページの柿の木谷池周辺の整備委託金についてお尋ねするわけですが、この100万という事業。これ関連でお尋ねするんですが、先般も柿の木周辺で車の転落事故があってよ、1名の方が亡くなったような状況で、この辺、こういう柿の木周辺の整備に関して、その辺まで踏み込んだ上で事業というのは、この事業というのはどういう事業メニューなんでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部長。
- ○農業振興部長(奥野満也) まず、この柿の木の周辺整備事業というのは、6月26 から27日の豪雨、雨によりまして、災害が、のり面が崩れたというようなことがございます。それののり面の復旧というようなことで、布団かごを積んで、水路のつけかえ等を やるような工事で、県のほうから100万円いただくというようなことです。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ほんでね部長、あのあたりでさまざまな転落事故であったりとかよ、よくされて私も前のときにあの辺にもかなり交通事故というか、救急事故等でよう行ったんよの。あの辺の安全対策上のそういうふうな、それは当然、布団かごを積んで災害復旧しとんやけんどよ、やはり、転落防止するような例えばガードレールであったりとかよ、こんなんはこの事業ではできひんのけ。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部長。
- ○農業振興部長(奥野満也) この事業につきましては、のり面の復旧というようなことしかできません。今言われているところについて、ちょっと場所的にちょっとわからないんですけれども、おおむねガードレール等ができていると思うんです。もしないというところにつきまして、もしかして私どものほうの林道のほうの管理のほうかもわかりませ

んので、そこらについてはもう一度また確認等をして、危険であればそれなりの対応をしていきたいと思いますが。

- 〇出田裕重委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(野田 博) 今、委員さんの御質問、この間の事件については転落ではなしに山道に車をとめておって、どういう状況か川でああいう状態になっておったということですので、道路から転落してということが原因でないというふうに私は判断しております。柿の木ダムまでは市道ですので、道路管理の中では安全対策も十分図っているんではないかなというふうに思っています。危険なところがあれば、我々管理者として対応していくような準備は持ってございます。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 あの辺、電柵というのを、私は見た記憶があるのよ。そやから、その 辺、当然市道で林道整備のときに、やはりそういうふうな転落防止的なことはやっていた だいておるのだろうけど、そのあたりも今後よ、十二分に安全対策はやっていただきたい なということだけ申しておきます。
- 〇出田裕重委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 9ページの児童手当給付費負担金、これは父子家庭が8月1日から児童扶養手当が支給される、それの対策ということでよろしいですか。
- 〇出田裕重委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(郷 直也) そのとおりでございます。この児童扶養手当給付費の負担金というのは、8月から父子家庭にも支給されると、そういうふうなことでの対応でございます。
- 〇出田裕重委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 次は、同じく9ページなんですが、セーフティーネット支援対策事業補助金、このセーフティーネット支援対策事業補助金というのはどういうことに使うことができるのか教えていただけますか。

- 〇出田裕重委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(郷 直也) 今回の補正につきましては、要するにレセプトとかそういうふうな形のシステム関係ですけれども、そのシステム関係の中身を今の中身ではちょっと対応し切れなくなってきたと。それを新しくするというふうなもののための補助でございます。
- 〇出田裕重委員長 ほかに、歳入について。 谷口委員。
- ○谷口博文委員 10ページ、過年度生活保護負担金ということで、当然、近年生活困 窮等々で生活保護っちゅうか、このあたりの状況というかですよ、市民の本当に生活苦的 な観点からお尋ねするわけですが、市内のこの辺の状況というのはどういうふうな状況に なっておりますか。
- 〇出田裕重委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(郷 直也) 保護世帯数とか保護者数のことをお尋ねでよろしいですか。
- ○谷口博文委員 はい。
- ○健康福祉部長(郷 直也) 8月末現在で198世帯、252名というふうな状況で ございます。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 大阪なんかやったら20人に1人とか、南あわじ市のこの増加の傾向 というか、このあたりはどういうふうに部長は認識されております。
- 〇出田裕重委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(郷 直也) 私が4月に来た段階よりも、いわゆる3月末時点よりも、 世帯数で約20世帯。人数的には30人ぐらいふえています。8月末までに。

ちなみに、洲本市ではうちのほぼ倍ぐらいの人数がおります。淡路市では、約1.6倍程度やっぱり多いです。ですが、南あわじ市は3市の中では一番少ない状況かなと。ただ、ふえていっている状況には変わりはないです。

- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 少ないんじゃなしにね、部長、僕はちょっとハードルが高いんじゃな いかなと思ったりするのやけど、そのあたりは一緒なんですか。
- 〇出田裕重委員長 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(郷 直也) これは、私も細かいところ、詳しいことはなかなかこの制度難しくて、都会、田舎、そこら辺によって何級地、何級地ってみんなあるんですよね。それの我々のほうではかなり下のほうの部類に入るんですけど、そこら辺で若干の違いはありますけれども、その指定っていう、うちの場合は何々の2級とかいうそういう指定があるんですけど、それの場合はもう全部統一した考え方、いわゆる単価、それによって算定されるということでございます。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ほんまに私の周りに、近年、非常に職場を失ったような状況で、生活 に関して私も相談を受けるんやけど、そのあたり部長、今後ともやはり真摯にしっかりと 市民の相談に乗ってあげてですよ、その方々が最低限の生活ができるような、その辺だけ はしっかりとやっていただきたいなというような思いがありますので、それだけお願いしておきます。
- ○出田裕重委員長 ほかに。北村委員。
- ○北村利夫委員 10ページ、農林水産業県補助金なんですけれども、いわゆるシカの 個体群保護管理業務委託料。これ、いわゆる相反する事業もやっているんかなという気が するんやけども、これはどういう事業ですか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部次長。

- ○農業振興部次長(神田拓治) この事業は、南あわじ市に五つの捕獲隊がございます。 この捕獲隊によって個体管理、捕獲する事業の推進費ということで扱っております。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 これは、いわゆる保護するんじゃなしに推進するほうですか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部次長。
- ○農業振興部次長(神田拓治) 捕獲するほうです。一応、計画自体には保護管理計画 に基づいてやっておりますので、全滅させるのでなく適正頭数に持っていくという項目で やっておりますので、こういう言葉が出てきておると思います。
- ○北村利夫委員なるほどね。終わっておきます。
- ○出田裕重委員長 ほかに。

質疑がございませんので、次に歳出に移ります。

款 2. 総務費から款 1 1. 災害復旧費までの歳出全般について質疑はございませんか。 ページは 1 3 ページから 1 8 ページまでです。

柏木副委員長。

- ○柏木 剛副委員長 16ページ、農林水産業費の中の野生動物防護柵集落連携設置事業補助金1,000万、これが今年度はこの9月補正に上がってきたいきさつ、多分、多分といいますか各所でそういう要望が上がってきて、この事業は実施されずにこの補正が通るまでという待ちの状況が実際にあったというふうに聞いておるんですけど、ことしはどうしてこういう時期になったのか、その辺のいきさつをお聞きしたいと思います。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部次長。
- ○農業振興部次長(神田拓治) 市としても、昨年度地元要望をまとめて国に申請しておりました。21年度は満額ついたんですけども、22年度については国の国庫事業なんですけども、全国的に被害が大きくて要望が多かったということで、要望額の2割しか内示が来なかったということで、2割分についてはもう事業は終わっておるんですけれども、残りの8割については予算的にないということで、このたび県の事業でそれを補てんできる事業がありましたので、それを今回あげさせていただいております。

- 〇出田裕重委員長 柏木副委員長。
- ○柏木 剛副委員長 ということは、当初予算ではこのフェンスについては75万円しか、じゃあ実際にはその国の状況でとれなかったとそういう事情があったわけですか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部次長。
- ○農業振興部次長(神田拓治) 金額だけ見ますと不自然になるんですけれども、あくまでも事業主体が協議会ということで、当初のさくについては420万円計上しておりました。この分については、市が25%負担ですので、この4倍の分が事業費で実施できる予定やったんです。それが2割しか内示が来なかった。それで委員さん言われますように、75万円については県の事業で75万円当初置いてありました。その8割分を補てんするために、ここに1,069万3,000円ですか、ここへ補正させていただきまして、大方18キロのさくを設置したいなというふうに思っております。
- 〇出田裕重委員長 柏木副委員長。
- ○柏木 剛副委員長 ということは、国の状況があって、県の補助金を当てにしたので 9月補正になったとそういう話かと思いますが、じゃあこれが通りますとかなり20、3 0と待ち状態、うちの部落は300メートル申請が大分出とってそれを待っているところ が多いんですけれども、これは100%その辺の申請、要望が来たところについてはこの 予算で全部賄えますか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部次長。
- ○農業振興部次長(神田拓治) 当初、うちに聞いておる要望は、ほぼクリアできると 思っております。
- 〇出田裕重委員長 柏木副委員長。
- ○柏木 剛副委員長 ぜひ、地元の声なんですけども、やっぱり結局はシカの場合です と稲の穂が出るまでに、フェンスすればそれで防げるというわけではないんですけども、 ぜひとも稲の穂が出るまでにフェンスを設置したいということで要望を出していると思う んですけど、結局、ことしは稲の穂が出た後でやるしかないと、そんな状況になったと思

うんです。私の近くでも、1反で2俵しかとれないとかいう話も出ていますので、ぜひ当初予算から県の補助金を当てにして、次、当初予算からきっちりと、申請があれば速やかにそれに対応できるという格好で、ぜひ予算措置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇出田裕重委員長 農業振興部次長。
- ○農業振興部次長(神田拓治) 地元要望を取りまとめて、当初予算から実施、計画上 げておるんですけれども、ことしみたいな国の予算が足らんで急遽2割しか内示が来なか ったというケースもありますので、うちとしては誠意努力させていただきます。
- ○柏木 剛副委員長 終わります。
- ○出田裕重委員長 ほかに。熊田委員。
- ○熊田 司委員 13ページ、住民税支援対策県負担金の40万ですけれども、これ、 県のほうから何名の方が何日間来られるんですか。
- 〇出田裕重委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(堀川雅清) 基本的には5月から来年の3月までで、大体、週1日を 基本として来てもらっております。人数は1人です。状況に応じて3名おりますので3名 来ることもありますし、1名の場合もありますし、そういう状況判断でございます。
- 〇出田裕重委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 この方のされる業務の内容というのは、どういう内容をされるんですか。
- 〇出田裕重委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(堀川雅清) 一応、職員の指導、それと細かいことを言いますと差し押さえの指導とかそういったもろもろの、来られる方は、以前、個人住民税対策官をしておった方でございますので、大分詳しい人なので、何でも聞けるというような状況になっ

ております。

- ○出田裕重委員長 ほかに。柏木副委員長。
- ○柏木 剛副委員長 18ページなんですが、災害復旧費、これで7,700万を計上 して、当初予算は1,000円だったんですけど、7,700万が計上されています。これ は、6月26、27の大雨による復旧というふうにお聞きしたんですけど、これは具体的 にはどこの場所をやる、補修するんでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部次長。
- 〇農業振興部次長(神田拓治) 場所は、南あわじ市一円でございます。内容につきましては、田が13件、道が5件、池が5件、計23件。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部長。
- ○農業振興部長(奥野満也) 倭文地区が4件、広田が1件、中条が2件、西淡の松帆が1件、津井が1件、八木が1件、北阿万地区阿万が3件、その他神代が2件等でございます。
- 〇出田裕重委員長 柏木副委員長。
- ○柏木 剛副委員長 私が実はお聞きしたかったのは、これ災害復旧関係の予算というのは、当初予算でとってなくって、じゃあそういう6月の雨が降ったときにすぐさま復旧対応する必要があるんじゃないでしょうか。もしこれ、補正を待っていると10月でしか工事ができないというふうなことはないんでしょうか。その辺、何か別のやり方で、実際にはもう応急処置はやっておるんですか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部長。
- ○農業振興部長(奥野満也) あくまでこれの事業については、市の単独の事業費でやってございません。国のほうからの補助金等をもらっていますので査定等もございますので、予算的にはそのときに起こってからやるべきではないか、このようでいいんではないかなと思っています。

しかし、緊急的に市の単独としてやるべきは、また別問題だと思いますが。

- 〇出田裕重委員長 柏木副委員長。
- ○柏木 剛副委員長 ということは、確かにこの市債800万ありますけど、県の補助 金でやっているということは、状況はわかったんですけれども、ということは必ずしもこ の予算審議が終わってからしか執行できないということじゃなくて、緊急を要するものは やれると、こういう予算の立て方でもやれるというそういう理解でよろしいですか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部長。
- ○農業振興部長(奥野満也) 今回は、この農業施設というのは主に農業用水路であったり、あと農地等でございますので、緊急的なことの判断からしますと待てるんではないかなというようなことは思いますが。国の査定まで、査定して国の補助金をもらってですね、それからでも対応できるんではないかなという考え方ですが。
- 〇出田裕重委員長 柏木副委員長。
- ○柏木 剛副委員長 ということは、非常に大雨があって例えば4月、5月に大雨があって災害があっても、それなりには対応できると。当初予算はあくまで枠どりの1,00 0円をつけておいても、そんな理解でよろしいですね。
- 〇出田裕重委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(野田 博) 災害復旧という制度については、一般的には市の単独予算を置けばすぐにはできるんですけれども、規模が大きいので市の負担が大きいということで、災害復旧国庫負担法という法律に基づいて国の補助金をもってやるケースが大半です。それは、その災害復旧の決定をもらうのは、国のほうから現地を確認に来ます。それは、災害が起きてから何カ月もしてからやなかったら来ません。年内には来るんですけども、9月であれば国が来るのが11月とか12月ということになります。そこで、国から直接交付決定をいただきます。それで初めて事業が着手することになりますので、場合によっては12月補正でもいける場合もございます。国の交付決定をいただかなければ事業は着手できませんので、それから市の予算が確保されておれば事業は執行できます。

それと、応急の場合、農災の場合は応急的なケースは少ないんですけど、公共災の場合は道路が通行どめになっているという場合は、応急工事を行います。それは、市の予算に

おいて仮に執行しておきます。それは、私らでありますと、道路維持予算の中で使用させていただいて、その応急の対応工事に充てるということになってございます。

- ○柏木 剛副委員長 終わります。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 この17ページのこの河川維持工事費の700万というのは、これは 具体的にはどこなんですか。
- 〇出田裕重委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(野田 博) 具体的とかでなしに、件数はあるんですけども、これは 7月14日の日に雨が降りまして、それに伴う土砂の流出がかなり灘地区でありまして、 このほとんどが灘地区なんですけれども、その河川の土砂の撤去ということで計上させて いただいております。河川の管理も市が行う責任がありますので、それらの維持管理費と いうことになっています。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 これも、当然、むしろ市の河川管理費ということでそうやね、もちろん。
- 〇出田裕重委員長 都市整備部長。
- ○都市整備部長(野田 博) 河川費に計上させていただいていおりますのは、市の管理する河川と排水路という経費を起こさせていただいております。
- ○出田裕重委員長 ほかに。長船委員。
- ○長船吉博委員 3点ぐらい端的に聞きます。 13ページの委託費、訴訟弁護士費用、これは競輪終わったんやね。これ、何ですか。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。

- ○総務課長(佃 信夫) この弁護士委託料につきましては、平成19年11月に皆さん方も御承知かと思いますが、㈱タカラクリエイトから提出されました認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームに関する国家賠償請求事件において、本年4月21日に当該会社㈱タカラクリエイトの請求を棄却する判決が神戸地裁からございました。この裁判に関する弁護士費用でございます。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 わかりました。次に、15ページ、沼島地区の解体家屋委託料320万。これは、持ち主はいないんですか。
- 〇出田裕重委員長 市民生活部長。
- ○市民生活部長(堀川雅清) これにつきましては、元し尿処理場の土地、沼島の、そこに家屋の廃材とかそういったものを仮置きしていたものを、市のほうで処分しておったんですけども、22年の4月1日より海上運搬料のみを市で補助するということで、あとは個人負担というようなことの線引きをいたしました。

ところが、当初予算において予算計上しておったんですけれども、22年3月31日までに仮置きした物を処分するということになっておりましたので、駆け込みの量と廃材の種類等がちょっと違っておったので、今回補正するようになりました。

- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 それと、最後に17ページ、農林水産で仁頃漁協管理修繕工事費14 0万。
- 〇出田裕重委員長 産業振興部長。
- ○産業振興部長(水田泰善) この道路につきましては、今、市道があるんですが、その横に旧道が残っております。その旧道の一部が破損して通行に支障を来すということで、 地元のほうからの要望がありまして、それを復旧するものです。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この仁頃漁協管理修繕工事って書いてあったら、港湾漁港というのは 県が大体管理下にあるんでしょう。今言う、市道であったら当然市の負担になるんやけど も、港湾とかそういうふうなのは県の管理下になるので、紛らわしいんよの、書いてある のが。道路やったら道路って書いといてもらいたいんやな。ほんならそんな質問しいひん のやけどな。

終わります。

- ○出田裕重委員長 答弁要らないですか。産業振興部長。
- ○産業振興部長(水田泰善) 仁頃港は市の管理漁港になっていますし、確かにこの事業、このたびのものは漁港へおりていく道となっています。
- ○出田裕重委員長 ほかに。蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 16ページですが、先ほどもさくの話がありましたが、有害鳥獣の捕獲に関してなんですけれども、先ほどの適正頭数の確保ということで捕獲をするということになっているんですが、なかなかこの捕獲をしても後の始末に困るという状況もあるようで、農家の方もとってはほしいけれども殺してほしくないみたいな、殺すところを見たくないみたいなそういう話もあったりするんですが、このやっぱり抜本的に対策をとっていくというか、これも一般質問でもかなりあったわけですが、一気に頭数を減らす適正化に持っていくということでいえば、もう少し大きな取り組みと、それと捕獲した有害鳥獣の処理ということのシステム化ということも課題になってくるのではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部次長。
- ○農業振興部次長(神田拓治) とった後の処理については、今、許可している内容については、とった人の自己消費並びに埋設ということで許可をしております。

ただ、頭数がふえてきますと、なかなかその作業が難しくなってきておりますので、そこをお金が要りますけど焼却処分するか、その辺の手だてぐらいしかないんかなと、今現在思っております。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 効果的に少しずつ捕獲しているんであれば、捕獲する量よりもふえる量のほうが多いようなことになってきて、結局、事業として行ったものが成果につながらないという心配もあるんですね。ですから、それは国や県との関係もあるとは思うんですが、やはり対応についてもう少し工夫がいるのではないかと思うんですけれども、今後、そういう計画というのはないんでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部次長。
- ○農業振興部次長(神田拓治) さっき言われましたように、年々少しずつとっていて も、長期化してなかなか被害個体が減らないということで、このたび、決算委員会でもち ょっと説明させていただいたとおり、県のほうが予算の組み替えをして1億5,000万 の予算がついております。この内容はどういう内容かと言いますと、とった頭数によって、 あくまでも猟期の期間なんですけど、猟期も2月15日を1カ月延ばして3月15日まで 1カ月延期しております。なおかつ、1頭当たり、とった頭数によって援助をしましょう と。その内容については、頭数の数によって違うんですけど、例えば3頭から5頭とった ら、1頭当たり2,500円あげますと。6頭から10頭とれば3,500円、ずっときて 一番最高が21頭以上とれば6,500円。これは、こういう援助と、それとなかなか頭 数が減らないということで、新しい緊急に捕獲隊を設けると。南あわじ市についても、1 2市町が特に被害が大きいと。この12市町の中に南あわじ市が入っておりますので、新 たな捕獲隊を設けて、その捕獲隊については平日活動してくださいと。昨日もその件につ いて班長会をしまして、2カ月間、平日活動をしてほしいと。活動するについては、班に つきまして基本給も渡しますと。月1人15万円の基本給を渡しますと。なおかつそのと った頭数について、今言ったような補助金を出しましょうというふうなことで、もう抜本 的に対策を講じていこうということで、今、進めております。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ちなみに、捕獲目標というのはどうなっているんですか。
- 〇出田裕重委員長 農業振興部次長。
- ○農業振興部次長(神田拓治) 論鶴羽山系は主にシカが多いんですけれども、シカが 大体県の森林センターの予測でありますと、800頭とっていけば減少傾向にあると。昨

年度、南あわじ市で600頭近く、洲本市で325頭かな、大方900頭ぐらいとっております。それでも被害が大きいということで、そこについては先ほど説明していただいたように、新しい捕獲隊で捕獲していこうと。それと、西と北の山についてはもともとイノシシがいなかったと。今、イノシシによる被害が増加してきておると。範囲も広がってきておると。ここについては、もともといなかったので、できるだけ捕獲をして被害を減少していきたいなというふうに思っとります。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 なかなか、いたちごっこというか、なかなか抜本的に農業被害をなく すというところになかなか至っていない部分があると。農家の方も真剣な取り組みをされ ているということがあるんですが、やはり大量に捕獲すれば、大量に処理をしなければい けないというところも少し考えていく点があるのかなと思いますので、また、その点対応 を求めたいと思います。終わります。
- ○出田裕重委員長 ほかにございませんか。質疑がございませんので、質疑を終結します。これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。 議案第54号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)について、原案の とおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 3 名)

○出田裕重委員長 ただいまの採決については挙手の方が3人です。念のため、本案を 原案のとおり決することに反対の方の挙手を求めます。

(举 手 3 名)

○出田裕重委員長 ただいまの採決については挙手の方が3人です。採決の結果、可否 同数であります。従いまして、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に 対して採決します。

議案第54号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)については、委員長は可決であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

説明員入れかえのため、暫時休憩します。

再開は、午後1時といたします。

(休憩 午前11時44分)

(再開 午後 1時00分)

1. 付託案件

- ① 議案第57号 南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例制定 について
- ○出田裕重委員長 それでは、再開いたします。

説明員の入れかえを行いましたが、三原総合窓口センター所長につきましては、欠席の 連絡をいただいてますので、御報告申し上げます。

それでは、議案第57号、南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する 条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長(田村 覚) ただいま上程いただきました議案第57号、南あわじ市の 事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し 上げます。

本市においては、合併時、旧町役場庁舎及び旧三原郡広域事務組合事務所であった旧三原郡生活文化会館等の有効利用の観点から、中央、緑、西淡、三原及び南淡庁舎の5分庁舎による行政運営を実施してまいりました。本条例の改正については、新庁舎の建設にあわせ、5つの庁舎による行政運営を廃止し、一体的に実施することによって市民サービスの向上や利便性を高め、職員定員適正化の一層の推進、組織のスリム化による管理経費の削減など、効率的で効果的な行政運営を進めるため、分庁舎にあります機能を本庁舎に移転することに伴う改正を行うものであります。

なお、本条例は、公布の日から起算して4年7カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものです。

以上、議案第57号、南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例

制定について、慎重に御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案 理由の説明とさせていただきます。

- ○出田裕重委員長 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 4年7カ月以内という大変長い期間を定めておるわけですが、住民投票ということで、新庁舎の是非を問うという市民運動で、非常に暑い夏に汗をかいて、市民の皆さんの考えを聞いて回った。こういう住民運動があるわけですが、そういう署名運動や署名に携わった方々、また署名された方々の声としてこの運動に対する挑戦だというぐらいの受けとめ方をされてるわけです。これは御存じですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) そういう手続がされて、書類が選管の方に出てきてること は承知いたしております。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 その事実じゃなくて、住民運動をやってる方々が運動に対する挑戦だというぐらいの受けとめ方をしているということは御存じですかということですが。
- ○出田裕重委員長市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) そういう意見も聞いておりますけれども、我々はそんな挑戦やという思いでしているのではございません。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 しかし、実際に市民に是非を問うということに対して、庁舎の位置を まずは決めてしまうということになれば、真っ向から敵対する話になると思うんです。あ えて、なぜ、そんなこの時期にやらなければいけないのかという説明について、きょうも たくさん傍聴に来られてますので、市民の方にわかりやすい言葉で説明いただけるでしょ うか。

- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 本会議の砂田議員のときの答弁でもお答えさせていただい ておりますけれども、我々も基本計画の中でスケジュール、要するに26年度末完成とい うようなスケジュールをもってございます。そういった中で、すなわち、合併特例債の有 効活用等を考えると、このたび事務所の条例改正を出すのが一番総合的に判断して適切な 時期であるという考えでございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 総合的と言われても、市民の皆さんはわからないと思います。私もわからないですけれども。なぜなのかということが、本当に市民の皆様にわかるように説明をしてほしいということなんですが。総合的と言うのは、何と何を比べて、どこがどうなんだというのはわからないんですよ。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) これも砂田議員のときに、今あげるメリットはどこにあるんやというときに答弁させていただいておりますけれども、これから分庁舎の跡地利用、これから協議に入るわけなんですけれども、そういった場合に進出される企業、事業所とそれぞれ交渉していかないかんわけなんですけど。そういった場合、南あわじ市として内外的に認知された決定事項であるという考えのもとで交渉すれば、跡地の利用計画につきましても中身の濃い計画ができるという1つのメリット。

さらにもう1点、合併特例債の有効活用という話の中で、基本計画はしょせん基本計画 でございますが、本来でありますと、合併特例債の対象外でございます。しかしながら、 こういった3分の2の重要案件でございますけど、そういった決定事項がございますと、 それが合併特例債の対象にもなると。額で言いますと二千数百万円、市の財源が浮く。

さらにもう1点、これから交流センター、それぞれまちづくりの関係の運営協議会を立ち上げていくわけなんですけども、そういった協議に入っていく中でも南あわじ市の決定事項という中で、地元と真剣な協議を行えるであろうというこういう時期を考えて、総合的と言う表現をさせていただいております。

〇出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 まちづくりの話ということと、分庁舎の話ということとあるわけですけれども、住民投票の運動で、9月の2日、3日ということでしめ切って、9月6日に審査を受けて今月末、縦覧を受けて、最終的には本請求10月ということであるわけですから、この動向ということも市民にとっては関心のあることであろうかと思うんですが、まさにその運動を無視をするということに結果的としてなっていることなんです。

まちづくりの話については、まだ組織も全然ないわけで、8月の総務委員会でまちなか振興モデル事業について御存じかと言うたら、本当に知らなかったと。慌てて問い合わせをしたら来年もあるということなので、それについては考えていきましょうというような話であったかと思うんですが。まさに協議会がこれから立ち上がっていくわけで、ひょっとしたら市民の中には、分庁舎をなくしてほしくないという声もあれば、それから分庁舎を維持するというような考え方は本当にできないのかという議論もあるわけで、また、市民交流センターということもあるわけですけれど、その種の機能強化を図るということ当然あるわけで、いろんな議論が出てくることがあろうかと思います。

やはり、これだけ多くの声を受けとめるという姿勢というのが、まずは原点であるべきだと。行政というのは、そういう市民の1万人を超える審査の上でどういうような数になるかわかりませんけれども。しかし、実際に署名を集めてその成果として出てきた数というのは1万1,000人、4分の1を超えるという署名という数は集まってるわけなんで、その重みをどう受けとめるかというのが、本当に、今の対応というのは残念で、非常に大きな不満が出てきてるということはあると思うんです。だから、やっぱり、疑問がもたれるということについて、市民の声を聞くという姿勢がないんではないかというこういう不満の声なんです。市民の声を聞くことと、今回の対応というのは矛盾してると思うんですが、その点いかがですか。

〇出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長(田村 覚) 今、3点ほど質問があったわけなんですけども。1つずつ申し上げますけれども、市民の運動の手続、正式手続は我々が聞いているのは7月29日だったと思うんですけど、手続が出てきたと。その前に、我々、7月にスケジュールの中で、9月議会にこういった事務所の位置の条例改正を出すんやということを7月20日の議会運営委員会で既につないでおりました。

次の2点目、まちづくりのまちなかの関係の補助事業のことなんですけれども、この件につきましても、別途、県とヒアリングをして、そういった重要案件の議決事項の23年度にしたいというようなことで協議しておりましたので、既にそういう事業を知らなかったというんじゃなしに、知っていた中で、別途、ヒアリングに行ってまいりました。

それと、住民運動をされているのを無視するんじゃないかというようなことなんですけ

ども、それはそれで正式な手続の中で市民の権利としてございますので、先ほど北村委員のときもお答えさせていただきましたように、それはそれで議会で判断される時期があるんじゃないかとこのように解釈いたしております。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 1つ1つの話になるかと思うんですが、7月20日の議運に提案されたということですけれども、市民運動の側としては7月のもう少し早い段階から住民投票についての選管事務局との打ち合わせをいろいろしておったわけですし、また署名運動に向けての実務的な相談、打ち合わせということもずっとやっていたわけなんです。それは既に御存じのことだろうと思うんです。

先ほど、企業が進出するに当たって分庁舎をなくしておかないと、跡地が売却できない というようなお話であったわけですが、そんなに急いで名乗りをあげてくる企業があるん ですか。今、そういう具体的な話は出てるんでしょうか。

- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 今の質問、2点あったと思います。7月29日に確かに正式な手続というようなことなんですけれども、それ以前から、5月ですか、6月ですか、そういったときから選管の方に問い合わせをして、そういう運動が出てくるというのは承知しとったんちゃうかというような1点につきましては、我々も市民説明会、4月5月実施した中で、そういう中での市民の説明会の中で出ました。そのときも我々はあくまで議会制民主主義の中で、議会の御判断を仰ぎたいというような方針でもって説明させていただいております。

それと、もう1点、跡地利用につきまして、そんだけ急いで引き合いがあるんかどうか、これは投資企業で進出する企業にとりましては、何億、何十億、そういった投資が伴います。一長一短でにわかにそういう交渉が成立するようには思いません。従いまして、1日も早くそれに取りかかりたいという我々の強い思いからでございます。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 住民と協議を進めるということと、企業用地売却を優先的にするということとは少し離れてると思うんです。まず、住民と協議を進めるということを大事にするという考え方ではなかったのですか。

- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 基本計画の中で、ちょっと6点ほど活用方法、我々書いてございました。これについて、あくまで構想であって、実現味のない話といった批判もいろいろ受けました。従いまして、我々はこの場所にこういう事業者がええんかなという話をしても、それはあくまで構想であり、相手方との交渉を伴わない交渉でございます。従いまして、中身の濃いものにするためにはそういった並行して地元の方を福祉の施設がほしいんやというような議論が出ますと、それに対応して福祉関係の事業者とも当たりつつ、中身の濃い跡地利用計画をしたいという思いからでございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、住民との間の話、住民と協議を進めていくということを言いながら、先に企業を探すというようなことでは違うと思うんです。まだ、住民との話が何もできていない中で、先にこれを決めといた方が企業と用地売却の交渉、条件折衝するのは有利だというようなことはあり得ない話やと思うんです。今の室長の考え方で言えば、まさに庁舎については住民が主人公で、住民の協議を先行させて、そしてその中で方向性を探ろうということであるならば、あえて今、売却先を探すために条件整備をするということとは大きな矛盾があると思いますが、いかがですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) これですね、跡地利用計画、いろんな空想、構想は書けると思うんです。しかしながら、それは絵にかいたもちで終わってしまう、それはだれでも書けますよ。そうじゃなしに、やはり、実態に即した根のある話を地域と進めていく。これは先ほども言いましたように、1日や2日でそういった進出企業なり、そういった跡地利用計画はできないと思います。そういった中で、やはり中身の濃い計画にするためには、そういった南あわじ市としては決定事項であるという認知事項をもって、そういった交渉をしたい、跡地利用計画をつくりたいという思いでございます。
- ○蛭子智彦委員 違うんです。本当に、住民との協議を進めてどういうふうに考えてい くのかということを優先させると答弁されたと思うんです。それやのに、先にこういう条 件を整えて、売却先の条件整備をして売却先を探すというのは明らかに矛盾してます。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。

- ○市長公室長(田村 覚) 私に言いよる話を聞いてほしいと思います。まず、地元と話をする中で、例えば、福祉施設が来てほしいという希望が出た場合、即、次回の会までにそういった企業を当たった結果を相手方に話をする、こういう企業があるんですけども、当たりましたけれどもこれはあきませんでした、いろんな中身の濃い計画をつくるために、住民と話をする中で福祉施設がほしいと言われても、そうですか、それでは福祉施設を跡地利用に書いときましょうと、そういう計画はだれでも書けるんです。やはり、それにつきましては、実態の伴った計画にしたいという思いでございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、そういう話をする上で、障害になるということにならないと。 地元といろんな状況なりを聞きながらであっても、どんなものが出てくるかというのはそ う簡単には決まらん部分の話もあると思うんです。そして、企業が来ると言うたって、今 の有利な企業団地であったって、一連の、まだ売り切れてない部分もあると。他にも南あ わじ市には遊休の土地もたくさんあるわけで、ここだけが庁舎の住所変更、しかも4年7 カ月以内という条件つきでしょう。4年7カ月以内ですよ。今すぐやらなかったって、庁 舎を建てる方向での話が決まればそれはできる話で、住民投票の結果については10月の 臨時会あたりで結論が出ると思うんで、何でここでやならあかんのかというのは、市民に は疑問として残るだけで、今の答弁であれば。だけやと思います。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 跡地利用計画は先ほど来、言いますように、早急に決まる話じゃないと思います。従いまして、1日もはやい取りかかりが必要であろうという思いでございます。

それともう1点、先ほど言いましたが、住民投票の最終、議会の判断を仰いでからも間に合うじゃないかということは。先ほど来、何回も答弁いたしておりますように、それはそれで議会として判断する機会があるはずなんで、そこで判断していただければいいんちゃうかなということを申し上げております。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 実際に、この住所に分庁舎があって、それは有効利用できる価値があるということを思う企業があれば、そういういろんな話し合いというのはいろんな水面下

でもできる話だし、そういう市長の大きな決意をもってやるということであれば、今の議会の流れからいえば、そういうことについてはそんなに不可能な話じゃない話やと思うんです。手続的な問題ではないかと。本当に一生懸命にやっている市民を愚弄する対応であるというふうに思います。それで、この間、少し庁舎問題で市長もいろいろ説明をされとったことで、少し疑問に思う点があるんですが、そのことについて、この機会ですから聞かせてもらってよいでしょうか。

- ○市長公室長(田村 覚) どうぞ。
- ○蛭子智彦委員 庁舎を、例えば2億円ほど節約できるというような話だったと思うんです。これまで、市長、ずっとそういうことを言ってますし。それで、その2億円の根拠ですが、聞くところによると26人の人件費削減と、分庁舎を廃止して新庁舎に統一をすれば、それで26人が減らせると。それをしないと26人が減らせないと。26人を減らすと、約1億8,000万円ほどの人件費の節約になるという説明であったのですけれども、それは間違いないですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) その前に、先ほど言いました中で、水面下で話しすればえ えんちゃうかと、水面下であろうが、水面の表であろうが、やはり決定事項をもっていか ないと相手企業は何億、何十億と投資して決断するわけです。そういった中で、決定事項 のない中で、26年度末に分庁舎が廃止される予定なんですけどもどうですかというよう な話では、真剣な交渉はできないと私はそう思います。

それともう1点、先ほど言いましたが、26人の関係につきましては、次長の方から答 弁させていただきます。

- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) いろいろ削減の項目がある中で、職員の削減効果とい うことで、今、蛭子委員の方から御質問がございます。

私どもが想定しておりますのは、平成26年4月、このときに庁舎内の勤務職員数、これを今現在、387名おるんですが、26年の4月に353人、これが5つの庁舎の中で勤務する職員の最大人数というふうに考えております。これから、庁舎内の勤務する職員数を減らすには、庁舎が1本でなければ減らせないんではないかというようなことで、最終的に平成30年に総職員数を500人、そのときの庁舎内の勤務する職員数を327人

と想定をしており、その差 2 6人が庁舎の建設による削減効果人数と。したがって、ひとり頭平均給与を掛けますと 1 億 7 , 7 0 0 万円余りが削減できるんではないかというような試算をいたしております。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 細かい話で恐縮ですが、26名の根拠は何ですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) 私どもが試算をさせていただいたのは、合併したとき に661名の職員がおりました。現在、595名というようなことで、その間の総職員数、 あるいは庁舎内に勤務する職員数、この減った率を掛けまして平成26年の4月現在、353人という数字を割り出させていただいております。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、26名を減らすと言うとるんでしょう。26名、353名から327名にする、庁舎を1つにしたら353名から327名にできるという減らせる26名の根拠ということを聞いてるんですけども。わかりませんでした。委員長もわからなかった。
- ○出田裕重委員長 わかっております。
- ○蛭子智彦委員 そんなら、言うたって。
- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) すいません、26人というところを26年というふう に勘違いをしておりました。353人から327人というふうな26人の算出の根拠でご ざいますが、定員の適正化計画によりまして、平成30年には市役所の総職員数を500人に削減したいというようなことから、庁舎内勤務の職員数を割り出したところ、327人が適正であるというふうなことから、この間の差の26名が庁舎建設による削減職員数というふうにはじき出しております。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 私が聞きたかったのは、例えば総合窓口に、それぞれ分庁舎に配置してる人数がそのときはこうだから、総合窓口を廃止すれば、一庁舎にすればその分が減らせるので26人が1つの庁舎にすることによって減らせるとか、こういう説明を期待しとったんです。今のやったら何の説明にもなってないと思うんですけど。
- ○出田裕重委員長市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) すいません。まず、定員適正化計画というのが大きなものがございますが、今度は庁舎内の組織の中で、組織検討委員会をおととしですか、立ち上げて、組織内におる職員、それから出先におる職員、そういう組織を見直しました。そういった中で、先ほど言いました26人がどうしても分庁舎の状況であれば足かせになってるという検討をしたわけです。組織内職員の組織の中での課の関係、課の統廃合、部の統廃合をする中で、さらに26名の減員ができるというような内部での組織検討委員会の中で協議したものでございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、組織改善のやり方であって、本当に327名体制でやらなければいけないということであれば、それは分庁舎があろうがなかろうが、そういう体制で組織をつくらざるを得ませんよね。それはやり方の問題であって、1つにしなければ減らせないというような説明というのは、今の社会の中でなかなか通用しない話というふうに思います。ですから、組織再編をしっかりやれば分庁舎体制であってもこれはやれる数字だと、むしろやるべき数字だと。

ただ、分庁舎を維持するに当たってはその他の経費もいろいろかかるという面はあると 思うんですけれども。しかし、今の組織検討委員会のあり方、やり方というのは、自然減 を待つというようなそういう方向性であるような印象をもつわけです。ですから、この2 6名を減らすための統合ということでは、まだ少し説得力が弱いような印象を持ちます。

それと、あと用地費の関係で少し気になってるところがあるのですが、当初、計画の中で1反というか、1,000平米、1,200万の用地購入単価ということを設定してたものが、現在見ますと、1万7,000平米で4億円と。非常に高いじゃないかということを聞きましたら、そこにタマネギ小屋が6つあると。その移転費用も含めての計算であるというようなお話やったわけですが、その点は間違いないですか。タマネギ小屋とポンプ場1つかな。

- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) タマネギ小屋 5 件、ポンプ場、それから倉庫がございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 タマネギ小屋は6つやなくて5つですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) 5つでございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 それぞれの移転費用ということですけれども、1万7,000平米で 4億円というのは大体平米単価にしますと2万5,000円か2万6,000円ぐらいにな るんじゃないかと思うんですが。この近隣の売買実例から見ると、タマネギ小屋があると、 倉庫が1つあると言いながらも、やはり非常に高い設定をしてるわけですけれども、その 理由はなんでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) まず、農地もあるし、雑地もあります。宅地もございます。 物件もございます。いろんな要素がございますので、そういった中で4億円という用地買 収、移転補償も含めて計上させていただいているところでございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 農地であれば、売買実例で市三條、一番最近の例で1平米あたり1万円でいというのが最高のものになってると。きょうの新聞を見ますと、また地価の下落ということが言われていると。だから、ずっと下がり続けてということですけれども。

農地、雑地、宅地と言っても宅地はごく限られた、見渡す限り宅地になってるのかどうかも見てないんでわからないんですけれども、ほぼ農地、地図を見れば農地、雑地という

ような表示になってるところで、非常に極めて高い設定になってるということが少し納得できないというか、何か高い買い物をしていくのではないかという不安をもってるわけなんですけれども。これは、不動産鑑定士を何度も入れながらなんですけれども、この近隣の売買実例はどういうようになってるかということについて、今、資料はございますか。

- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 今、ここで近隣の売買実例はこの近くはないなんですけども、三原庁舎に近いところならあるでしょうけども、そういった数字がひとり歩きすることによって用地関係者にいろんな要件を与えるということなので、そういった単価につきましては、あくまで最終的に鑑定士の数字が出た段階で公表させていただく方が、いろいろこれからの交渉、数字のひとり歩きというのはいろいろありましたので、こういった用地単価につきましては、デリケートな話でございますので、鑑定結果が出た段階で発表させていただきたいということで理解していただきたいと思います。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 それはそれで結構ですけれども、少し用地取得費として表示されていますよね、計画書の中では。1万7,000平米という必要面積もでてるわけですから、ひとり歩きも何もそこに予算をそれだけつけとるんやなということはもう発表されてますね。発表されてますよ。だから、余談も何もないですよ。そこには数字が出てるんだから。それやったら出せないですよね、今のような話であれば。だから、何か矛盾したようなものを思うんです。発表してるということは、予算をつくっていく上でどうしても必要なものとして出してきたわけですから、それは執行部が責任をもたないとあかんと思うんですけど、どうですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 当然、積算する中で数字を丸めて4億円という計上をさせていただいておりますけれど、これも近々発注する鑑定の中で数字が出るわけなんです。 それを今、近傍地、の価格なり、そのときの積算した数字を発表したところで近々そういった数字が出てきた段階で発表する方が地権者にいらん予見を与えないと。これは用地交渉の鉄則やと思います。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 既にその計画の中には出てるということを指摘したかったわけでございます。

いろいろ憶測も飛び交う中で、既に既定事実として庁舎建設が進んでるということが、 今、逆に市民の間でかえってそれが不信感が根強く広がるし、また深いものに入っていっ てるという現状認識はお持ちの方がいいと思います。市民に、非常にこういう一生懸命ま じめに考えて、情報の少ない中で、それぞれの思いの中でもっと説明を求めてるというの がこの運動やと思うんです。だから、結局、なぜ今、こんなときに出さなあかんのかとい うことだって、今のお話の中では答えになってないと思います。緊急に早く解決してくだ さいというのは、名乗りをあげてる企業なんていうのも聞かないですし。

先ほども申し上げましたように、地元の、分庁舎周辺の人たちの協議会や運動というのはなくさんといてほしいという声の方が今強いわけで、既成事実を積み上げてあきらめさせると、ある意味で押しつけるというやり方、手法になってると。これはもう周辺の人たちの率直な思いですよ。そういうことがあるということは、やっぱりちゃんとしとかんとあかんと思うんです、行政というのは。そうでなければ住民の本当の声に耳を傾けるという、言うたらきれいな口先だけの話になってしまうことを心配します。一たん質問を終わります。

- ○出田裕重委員長 ほかに。長船委員。
- ○長船吉博委員 ただいま、蛭子委員が住民投票の運動中というふうなことを質問した んですけども、私は市民説明会のときに質問として住民投票はしないのですかという質問 がありましたよね。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 先ほどの蛭子さんの答弁のときも、私、説明させていただきました。住民説明会でそういう意見もございました。しかしながら、我々は議会の御判断でもってゆだねたいというふうに答弁させていただいております。一緒の質問やと思います。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 議会は住民の代表だから、議会にゆだねますという答弁をしたという

ふうに思っております。その中で、住民の代表の議員が庁舎建設についての特別委員会を 設置して、それを協議している中なんです。その庁舎特別委員会をどのように執行部とし て受けとめておるんでしょうか。

- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) それは特別委員会、議会の方でとられていろいろ協議されて、内容によれば我々も出席を求められてどういう考えやというふうに言うてます。しかしながら、特別委員会でもって私が思うのは、庁舎を建設するしないを決める場所じゃないと思ってます。最終的には本会議で決めるんじゃないでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 その前の前提として、検討委員会で協議しとるんじゃないですか。ですから、あなたたちは建設計画にのっとって粛々と進めておるというふうに言っておるんですけども、議会制民主主義の二元代表という点ではどのようにとらえておるんでしょうか。
- ○出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) これですね、蓮池さんが以前の3月議会のときに二元代表制について、執行部は幹部はどない思うとんねんということで私があてられました。そのときも申し上げましたように、それぞれ市民から選ばれてますけれども、それぞれ立場が違うと。チェック機能もあるでしょう。だから、議会は議会の御判断をするし、執行部は執行部、市長は市長で判断すると、それが二元代表制であるかなというような答弁をさせていただいてるところでございます。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 そしたら、その二元代表の中でもやはり礼儀、またお互いの気配りというのが常にあるはずなんです。それをまだこの特別委員会が協議中なのにこういう議案を出すということは、ちょっと特別委員会、また議会軽視ではないかというふうに私は思うんですけども、公室長はそういうふうにはとらえないですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。

- ○市長公室長(田村 覚) これも先ほど蛭子さんのときに答弁させていただきました。 今が総合的に判断して、一番いい時期やという判断をして提案させていただいてるところ でございます。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 僕らに言わすと、総合的に判断っていって、たかが2カ月かそこらを 総合的に待ってられないのか、そういう思いがするんや。たかが2カ月ですよ。2カ月で、 住民投票の判断を待たずに臨時議会でやらされる、その2カ月間は待てないのかというの が私たち議員が思うとるわけです。特に、蓮池委員長は確かこの議案が出たときに、副市 長か、公室長のところへどうや、取り下げてくれんかというふうな交渉に行ったんではな いですか。
- ○出田裕重委員長市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) それは、私は承知はいたしておりませんが、先ほども言いましたように、我々は7月の段階で、9月議会にこの条例改正をあげるんやと決めてございました。そういったことで、7月の20日の議運にかけさせていただいております。当然、議運に出れられてない議員さんもおられたかもしれませんが、議運に出られてる議員さんからお聞きされてると思います。だから、住民運動の正式手続がきてから、我々が急遽、条例改正に取り組んだというものではないというふうに御理解していただきたいと思います。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 だから、二元代表としての執行部の議会に対しての礼、また議会が執 行部に対しての礼、そういうふうな意思の疎通なしにやっていったら、なかなか市の発展 につながらないと思うんです。やっぱり、お互いが敬意を表しながら、より一層、市の発 展のために協力しあっていくのが二元代表の趣旨であるというふうに思いますけども。ど うして議会がこういう形でやっておるのに、僕らは非常に残念でならないんですけど。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 議員さんは、私はいうのが口はばったいですけども、二元

代表制の一元を占めてるんですよね。我々というか市長も持ってますけど。だから、そこで御判断する機会を我々が押さえつけたりとかいうか、そういう判断をする時期はあるんじゃないですかというふうに答弁させていただいております。

- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 そういう判断は、議決するとき、それはだれもわかってます。要は、 なぜこのときに出さないかんのか、要は総合的に判断してと言うけども、その総合的とい うのはたかが2カ月待てなかったのかというのが私が言いたいところなんです。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 我々は基本計画のスケジュールの中で動いてございます。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 基本計画は基本計画であるのはわかってます、だれでも。しかし、住 民運動もそうですけども、議会もちゃんと特別委員会で協議しとるわけですよ。そこらを もう少し配慮というのが必要だったのかなと私は思うんですけど、これは何回いっても堂 堂めぐりになるんですけども、この案件は重要案件なんです。ですから、賛否も3分の2 以上、議員の賛成が必要なんです。それを数の論理で推し進めてくるようなやり方は、執 行部としては私はいかがなもんかなという思いがしておりますけど。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 普通、例えば9月議会であれば8月の議運にあげる議案等を提出される、協議されるわけなんですけど、我々も重要、特別議決の案件というのはわかってたので、はやめに、1カ月はやめて7月の20日に9月議会にあげるということを申し上げているところでございます。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 堂々めぐりになるので私はこれで終わっときます。
- ○出田裕重委員長 ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員 私は、新庁舎のこの位置に関する観点からの話やけど、今、休憩やったら、その辺に関連しての質問もあったんで、私もそれに関連して質問させてもらうわけですが。

私も、一般質問等々で十分に執行部に対して御意見を言うとんのやけど、私は行財政改革が、そもそもやらなんだら市民の暮らし、将来の子供たちの未来が暗いと。今やっとかなんだったら、私は南あわじ市そのものの財政が非常に厳しい状況にあるのでやらないかんというような判断から、先般も言うたように、要は17年に合併したときから職員削減等々の努力によって4億9,500万円か。議会も60人おったやつが28人にし、20人にして5,000万円以上の削減効果があると。当然言うまでもなく、特別職というか、三役というか、そのあたりの16人おったやつが3人にしてよ、1億円以上の効果があると。それで、要は行財政改革で6億5,000万円以上の削減効果があった段階で、なおかつ、今からさまざまな福祉であったり、少子であったりとか、今緊々にやらんならん課題が私はあると思うんよね。

まさに、地域が疲弊する、地域活性化は何かと言うたら要は市民がいかに金もうけするかですわ。私は、そういうふうな地域の活性化対策的なものに対して、ある程度しっかりと、我々議員もそうやけども、前向きに、子供たちのために投資できるような財源を捻出せなんだら絵にかいたもちになると思うんで。

私は一般質問等々やっとるとね、住民投票の話になるんですけど、私は前にも言うたように、市民を二分して、敵対視とは言わんのやけど、そういうやつが、私が住民投票で一番心配するのは、住民投票をされたときにやはり敵対関係になったりして、いつまでもしこりが残ったりするのが、非常に私は南あわじ市がみんな仲よく暮らしていただきたいなというような思いと、それとどうしても物ごとの道理やけど、人を判断するに当たっては、やはり豊富な情報で判断しとるわけです。これで住民投票を直接請求された方々のことを言うのではないんやけど、やはりしっかりとした情報で正しい判断がされるかどうかというような観点と、私情というか情というか、そこらも入った上でどうしても抱えとるようなケースもあるんじゃないかなという思いがあったりして。

前も住民投票の話があるんやけど、要は、先ほどから聞いとった議論で、庁舎の位置に 関して4億の土地交渉とかタマネギ小屋とかそこまでは僕はいかんと、要はこの周辺で1 番地というのはどこがええというような情報を求めたいんやけども、その辺はどうですか。

〇出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長(田村 覚) 今、言われたのは庁舎位置の地図ですか。それは当然資料

提供ございましたら、お渡しさせていただきます。

○出田裕重委員長 暫時休憩いたします。

谷口委員から資料請求の要望が出ておりますが、どうされましょうか。 よろしいですか。休憩挟んで出していただきましょうか。 再開は午後2時といたします。

(休憩 午後 1時37分)

(再開 午後 2時00分)

- ○出田裕重委員長 それでは、再開いたします。 休憩前に引き続き、谷口委員、どうぞ。
- ○谷口博文委員 そこで、室長、本題に入らせていただくわけですが、南あわじ市市善行寺22番地の1というこの地番、これも代表番地で、この周辺の枝番的な番地があったところで、代表番地ということでこういう市役所の位置を22番地の1ということで理解してよろしいんですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) そういった場合、住居表示も同じなんですけども、個人の 住宅でも2番地にまたがって家を建たれてるおたくもあると思うんですけど、主たる場所、 大きな面積であったり、主たる事務所の位置であったりするいうようなことで代表番地で 22番地の1を上程させていただいております。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 22の1のところで、例えば、玄関ができるとか具体的にそういうふ うな中心部ができるという解釈なんですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) まず、こちらの議会棟と市長棟と利活用するというような ことで、22の1が隣接地になりますので、そこのアクセスというんですか、人の流れ、

連絡道というのですか、そういうようなことを考えますと、やはり市長棟に近いところに 建てることによって人の流れ、事務所の中での動線がよくなるという思いからでございま す。

- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ここで市の所有地と、要はその辺の色分けされとるのはそういうよう な、ちょっとその辺の説明、市有地の説明をちょっとしていただけますか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) まず、22の1を網かけしておりますけども、それ以外にも上の方にあります18の27、これも今の議会棟の市役所の善行寺の18の27、今の番地になっておるのが市の持ちもの。それから、18の28も市の持ちもの。22の5も市の持ちもの。それから、18の20も市の持ちもの。それから、3の1、3の2も市の持ちものでございます。それから、22の4も市の持ちもの。それから24の7も市の持ちものでございます。それから、3の1、3の2も市の持ちものでございます。それから、2の1、2の2のところも市の持ちものでございます。ここらの周辺、市が既に言うてましたように、1へク近くの土地をもってるという場所でございます。あとは周辺民地がございます。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 警察の方に駐車場として、今お貸ししとるようなやつもあれも市有地 なんですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) あれも、ちょっと平米数は忘れたんですけど、1,000 平米ほど市の持ちもの。この中で言いますと、22の1の一番端っこの方に警察に貸して いる土地もあると思います。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ほんで、私もちょっと先般の一般質問等々で、先ほどの蛭子委員の質

問のタマネギ小屋、倉庫というのはどの番地のところのタマネギ小屋というか、どっち、 裏の方なのか。

- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) タマネギ小屋は5カ所か6カ所ありますけれども、全部この記述にはあらわれておりませんけれども、9番地のところに確か木造のタマネギ小屋が1つあったと思います。それから、ずっと下の方におりまして、今、ちょっとあらわれてないんですけど、大きな倉庫、向こうの方に、国道に近い方側にトラックを置いて大きな倉庫がございます。その間、個人の農地があるわけなんですけど、そこに井戸とか木造、鉄骨もあったかもわかりませんけど、タマネギ小屋が何カ所かあるということでございます。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 やっぱり、室長、これだけの新庁舎に対しては土地の面積的なもの、 これだけは最低限必要だというような理解でよろしいですか。
- ○出田裕重委員長 市長公室長。
- 〇市長公室長(田村 覚) 基本計画の中で、庁舎の面積、駐車場の面積、緑地の面積 等を勘案いたしますと、 $2 \pi 5$, 0 0 0 平米必要やと。その中で、既に市が持ってる 7, 0 0 0 かる、0 0 0 か忘れましたけど引きまして、 $1 \pi 7$, 0 0 0 平米ほどが新たに買収せないかんのかなということでございます。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 そこでですね、火葬場等々の建設を。あの辺もいずれ合併特例債というか、必ずせんならん公共の事業やというような私は認識しとるわけです。この26年度までには火葬場の建設も当然、市内のどこかでやらんならんと。この辺の、室長、万が一ですよ、そういうような施設が来たときにでもやはり広がりというような観点から言うたら、この辺でも用地の取得は可能なんですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。

- ○市長公室長(田村 覚) 火葬場の件は別といたしましても、やはりこの周辺ですと 民家が密集していない、農地、優良農地もかなりありますけど、広がりの可能性はありま す。今後、庁舎ができますと庁舎に附随するようないろんな公共施設を張りつけるという ような案も出てこようと思うんですけど、そういった場合に広がりの可能性のある土地が らかなとこの辺はそういう思いがございます。
- ○谷口博文委員 わかりました。終わります。
- ○出田裕重委員長 ほかに。北村委員。
- ○北村利夫委員 この住所の移転ですけども、これ条件等はないんですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 条件というのは番地表示の条件ですか。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 じゃなしに、庁舎を新しくつくる、移動するに対して、この位置はど ういう条件があるところに庁舎を建てなさいよというような条件はないのですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) これ、当然ですね、庁舎の関係については市民の利便性と か他の官公庁との利便性とかそういう文言がございます。そういったことで、答申の中で もそういった市民の利便性なり交通のアクセスなり、他の官公庁とのつながりですね、そ ういったことを考慮して決めていくというようなことでございます。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 いわゆるその条件の中に、資金計画等はあるんでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。

- ○市長公室長(田村 覚) 事務所の位置の条例改正に資金計画云々はないですけど、 当然、我々は何十億のお金でどういった財源でするとか、合併特例債を使うのであれば2 6年度末でないと使えないと。それは当然、我々、考える中で皆さん方の御質問等もあっ た中で、財政健全化計画に支障にならないようにと、当然、我々考えてしておりますけれ ども。この事務所の位置のときに財政計画云々は別に障害はなかったように思います。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 確かにないですけども、でも建てるのを前提でかえるんですよね。ということは、資金計画等は当然出てきて当たり前やというふうに思うんですが、いかがですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) だから、今言いましたように、事務所の位置については交通の利便性とか他の公共施設との関連でよう考えなはれという条項はございますが、財政部分については別途ですね、我々もこれまでも財源の確保、あるいは時期の問題、そういうのを考えた中で、計画をたてた中で、基本計画案をつくってきたという経緯がございます。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 ということは、資金計画のめどはきっちり立ててるというふうに理解 していいわけですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) これまでも基本計画の中で、財源内訳と市の持ち出しはこれだけ要るよと交付税を受けたところで、金利で元利償還したら今だけ市の持ち出しが要るよというような計画のもとで動いてございます。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 結局、その裏づけなんですけども、今、この南あわじ市、公債比率は 幾らでしたか。

- 〇出田裕重委員長 財政課長。
- ○財政課長(神代充広) 実質公債比率のことでございますか。今年度19.8でございます。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 目標は18%以下にしようということなんですけども、これはなぜなんですか。
- 〇出田裕重委員長 財政課長。
- ○財政課長(神代充広) 健全化計画の中で、18%未満にするということをうたって おります。この比率の根拠と言いますのは、起債が今、許可制でございますけども、それ が協議制にかわると。市の判断で起債が発行できるとそういう数値でございます。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 そやから18%以下にしようというふうにやってると思うんですけど も、ただ、合併特例債、これを借りるにはその制約はないんですか。
- 〇出田裕重委員長 財政課長。
- ○財政課長(神代充広) 特段ございません。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 ということは、この合併特例債を財源にしてるわけですけども、庁舎 建設に対して。県との協議は必要がないということですか。
- 〇出田裕重委員長 財政課長。
- ○財政課長(神代充広) 今現在、18%を超えておりますので、許可が必要ということでございます。

- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 そこで聞くんですけども、いわゆる資金計画を立ててなかったらいか んわけですけども、県との協議はもうすんでるんですか。
- 〇出田裕重委員長 財政課長。
- ○財政課長(神代充広) 今、おっしゃってられますのは、この庁舎の建設に係る協議 という意味でしょうか。毎年ですね、財政収支見通しということで、財政計画でございま すけれども、これについては毎年ローリングをして県の方に提出をしております。その中 で、庁舎建設の計画についても、それを含んでおります。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 というのは、住所を変えるということは、全部、あとの4庁舎を廃止 するわけですよね。市で1つにするいうことやから県の許可が当然いるんやったら、それ をもろうてからそういう議案が出てくるのと違うかなと、端的に言うてね。そない思うて ます。いかがですか。
- 〇出田裕重委員長 財政課長。
- ○財政課長(神代充広) この件と、今私が申し上げました財政収支見通しとは別に一致しとかないかんと、そういったものではございません。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 そういうことを言うてるんじゃなしに、協議が終わってちゃんと財源 的な裏づけがあって、庁舎の移転を考えておられるんですかということです。
- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) 県の方と協議、内々の協議なんかは毎年やってます。当然、 今、おっしゃってますように、将来の資金計画がどうやとか財政計画にきちっと反映され とるかというこういうお話ですけども、当然、健全化計画の中にも含まれておりますし、

逆に県の指導とすれば、やはり位置の決定がなされてない中ではということも言われております。

- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 結局、それが議会の議決やと思うんですけども、その議会の議決がないままにこういう条例案が出されてるというのは、いかがなものかなと思うてるんですけども。
- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) そうでなくて、この位置の決定があるほど、もうはっきりと 庁舎建設の認識が県の方も理解できるとこういうことになるんです。ですから、タイミン グ的なものとすれば、やはり早く位置の決定がなされるほど、県なんかに申請する場合も 信頼性が高いとこういうわけです。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 そない言われてようわかるんよ。僕らはあべこべやと思うてるんです よ。というのは、先走っていってるというふうに思うてるんです。そやから、そこにいわ ゆる議案の出し方に対して不信感をもってるということなんです。終わっときます。
- ○出田裕重委員長 ほかに。蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 あと1点だけ、ちょっとお伺いしたいんですが。新市建設計画と合併 協定書と2つ文書があるわけですが、この合併協定書と新市建設計画とはどのような関係 になるんでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 会計管理者。
- ○会計管理者次長兼会計課長(高川欣士) 合併協議会の事務局長をさせていただいて おります立場でお話をさせていただきます。

合併協定書というのは、当然、4町合併のときにこういう条件で合併しますよということで、議会の御判断をいただくための4町で約束をした協定書になります。新市建設計画

というのは、合併特例法の中で作成する、当然それも合併をする、議会で判断をいただく ための資料でございます。

新市建設計画の主な要因としては、将来の財政計画とともに重要なポイントとして合併特例法で認められております合併特例債ですね、それの許可をといいますか、その内容の中に触れられてることは、10年間で合併特例債を申請するに当たり、新市建設計画に盛り込まれた計画について採択されるというか許可をいただけるということで、その中で当然、庁舎のことも盛り込まれておりますんで、新市建設計画に盛り込まれた計画については、合併特例債が充当できるというふうな判断もされるということで、新市建設計画も策定しておるということでございます。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 合併協定書の8項で、新市の事務機構及び組織は次の方式に従い、整備すると。1、当面、現在の緑町、西淡町、三原町及び南淡町の役場庁舎並びに三原郡生活文化会館を分庁舎として有効活用した事務機構及び組織とすると。あと、それぞれ支所、出張所は現行のとおりとするが、新市においてあり方について総合的に検討するということで、庁舎等の検討委員会が立ち上がって、市民交流センターなりの方向性にシフトがかわったということだと思うんですが。
 - 一つ気になるのは、新市建設計画の中で、公共的施設の統合整備と適正配置ということが書かれているわけですが、この中で将来の新市の庁舎の位置については交通の事情、他の官公庁との関係など住民の利便性を考慮しつつ、その協議方法を含め検討していくと。また、合併に伴い、支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化など必要な機能の整備を図るとこうなってるわけですが。新市の庁舎については位置も含めた協議を検討していくと、協議方法を含め検討していくとなっておって、旧役場庁舎については必要な機能の整備を図ると。住民サービスの低下を招かないということをうたっているわけですから、これが基本のラインになるのかなと、新市建設の基本ラインになるのかなと思うんですけども、そうじゃないんですか。
- 〇出田裕重委員長 会計管理者。
- ○会計管理者次長兼会計課長(高川欣士) 先ほど言いましたように、新市建設計画と合併協定書、当然リンクしている部分もありますけども、リンクしてない部分もありますので、合併協定書のところが、確実に合併時に調整ができてるものについては、はっきりこうこう、例えばごみ袋の場合は4町違いましたですけれども、決まってますんで幾ら幾

らにしますというふうになってます。

庁舎の問題は、合併の最初の協議に入った段階から、位置の問題等そういうものを協議するとなかなか合併ができないということの判断から、最初に合併協議に4町が入る前からその部分については合併後、調整して建設に向けてということで協定が結ばれました。当然、ですから、合併協定書の庁舎建設をするということでございますので、新市建設計画においても、ある程度の事業費を見込んで新市建設計画の中に、庁舎建設も盛り込んだ新市建設計画の策定をしております。その部分では、当然リンクしておるというふうに理解をしております。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 この新市建設計画の5の項を読みます。もう1回繰り返して読みますと、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化など必要な機能の整備を図るとなっているわけですから、この項というのはやはり合併に伴って庁舎がなくなってしまうんじゃないかという不安感を除くために、住民、市民に約束されたものであるという考え方をするわけですが、その点いかがでしょうか。
- ○出田裕重委員長 市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) 今、委員読まれたのは、また、からを読んだんですね。その前にですね、交通事情、他の官公庁との関係など住民の利便性を考慮しつつ、新庁舎の位置について検討しなさいと。それから、また、の中で、市民サービスの関係が言われてます。それは、我々、今提案いたしております交流センターでもって、そういった招かない方法を考えているところでございます。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 交流センターの今の話では、電算処理システムのネットワーク化とい うことは考えられてませんね。考えられてないですよ。電話で連絡をして、車でもってく るのを電算処理システムのネットワーク化などということは呼べないですよ。これはどう なんですか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長(田村 覚) 今、我々、住民説明会の中では、翌日交付、二度足を運ぶ部分につきましてはそれは避けたいということで、電話予約によって1回の足運びでできる方法ということで、1回の足を運ぶことによって住民印鑑証明がもらえるというようなことで、加筆修正させていただいております。

また、今言われてた、ネットワーク化、いろんな電算の中でできるんじゃないかと、これは先進事例でもいろいろある中で、今後いろいろ考えていきたいなという思いがございます。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 今後考えることじゃないですよ。市民交流センターの枠組みをつくったときに同時に位置づけておかないと、今後やということはだれも信じられないです。田村室長、ずっとおるんですか。
- ○出田裕重委員長市長公室長。
- ○市長公室長(田村 覚) そういった個別の話はここで答弁する必要はありません。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、電算処理システムのネットワーク化ということもはっきりう たってあるので、現状、大きいお金を入れて、分庁舎についてはネットワーク化を図って ると思うんですよ。かなりの投資をしてると思うんですけど、一体幾らぐらい投資してま すか。
- 〇出田裕重委員長 総務部次長。
- ○総務部次長兼選挙管理委員会書記長(入谷修司) 各庁舎並びに市内80カ所の出先施設、学校もそうであります。公民館もそうであります。ほか、いろんな保育所もすべてであります。これらのネットワークについては、ケーブルテレビ整備工事においてネットワーク網は構築いたしております。

金額的には、ケーブルテレビの整備工事として46億8,000万円。総額約47億円の工事の中で、その工事を行ったというところでございます。

〇出田裕重委員長 蛭子委員。

- ○蛭子智彦委員 46億円の部分的なものなんで、46億円全部とは言わないんですけれども。結局、新市建設計画というのはこれを使って合併特例債を使ってつくって、ネットワーク化を図るということを約束したものですね。これにかわるものを計画の中から省いておいて、合併特例債を使ってつくったものをめんでいくということなんだと思うんです、結果として。違いますか。どうですか。
- 〇出田裕重委員長 総務部次長。
- ○総務部次長兼選挙管理委員会書記長(入谷修司) 構築したネットワークにつきましては、当然、庁舎建設後も使える施設ということになります。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 じゃあ、分庁舎を取り壊して使えなくしたら、壊すことになるんで、使うんですか。分庁舎を壊してあるのに、そのネットワークだけをどないして使うんですか。そこの西淡庁舎や南淡庁舎や三原庁舎にあるネットワークを庁舎を壊して、閉鎖してどないして使うんですか。
- 〇出田裕重委員長 総務部次長。
- ○総務部次長兼選挙管理委員会書記長(入谷修司) 施設への接続は行っておりますが、 当然、壊せばそのネットワークは切るということになります。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 このネットワークというのは、例えば文書発行であったり、ケーブルネットワークを通じてのいろんな便の交換ということになるかと思うんですけれども、すべての庁舎にそしたら市民交流センターに現在ありますか、予定しておるところに。電算ネットワークというのは確立されてるんですか。
- 〇出田裕重委員長 総務部次長。
- ○総務部次長兼選挙管理委員会書記長(入谷修司) 市のネットワークにつきましては、 内部情報系ネットワークと住民情報系ネットワーク。この住民情報系ネットワークにつき

ましては、極めてセキュリティの高い個人情報を扱うネットワークということになってございます。それで、内部情報系ネットワークにつきましては、すべて施設において、例えば市の業務連絡で使うメールが見れたり、そういったところについては当然、現在、活用されておるところでございますし、当然、学校についてはこの基盤を使ってのネットワークも行われておるところでございます。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 ですから、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化、必要な機能の整備を図るです。何を目的としているかというと、住民窓口サービスの低下を招かないようなんです。これが目的なんでしょう。ほんでね、今、室長言っとったのは車で、足で運ぶと言うとるんですよ。足で運ぶという電算処理システム、ネットワークにあるんですか。その説明を求めてるんです。
- 〇出田裕重委員長 総務部次長。
- ○総務部次長兼選挙管理委員会書記長(入谷修司) 先ほど申し上げましたように、住民情報系ネットワークにつきましては、極めて個人情報、セキュリティを扱うものでございます。それで、地域交流センターにおいてその情報がつぶさに見れるということになりましたら、当然個人の情報、また税の情報でございましたら、この方がどこへ勤めて何ぼ給料をいただいて、何ぼ税金を滞納しとる、そこまでの情報がその端末で見れるというところもございます。

ですから、やはりセキュリティ、個人情報保護の関係で、住民情報系の端末をこれら2 1カ所の交流センターに持っていくということにつきましては、難があるというふうに考 えてございます。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 だから、そういうことなんですよ。だから、今回の市民交流センターの中でやられようとしているサービスは、新市建設計画で目標としていることと大きく食い違ってるということを言いたいわけなんです。だから、新市建設計画というのは、合併特例債を使ってここにうたわれていることはやれますよという計画の発表なんです。そのことが、ここでうたわれていることと市民交流センターのやり方とは矛盾してるということを指摘したいわけなんです。

- 〇出田裕重委員長 副市長。
- ○副市長(川野四朗) 蛭子委員、盛んにこの適正配置のところのお話をされておるんですが、もう一度ゆっくりとお読みをいただきたいんですが。

こちらの方で読みますよ。将来の新市の庁舎の位置については交通の事情、他の官公庁の関係、住民の利便性を考慮して、その協議方法を含め検討していく。これはこれでよろしいんですね。また、合併に伴い、支所となるというのは、これはここに書いてあるのは今の総合窓口のある旧庁舎のことを書いてあるのです。旧庁舎のことについては住民窓口サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、電算処理システムのネットワークと必要な機能の整備を図る。もう既に図って、分庁舎は動いとるんです。そやから、そんなふうな話をするのか、それまでの話をするのかで物すごい整備できとるわけです。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 そのとおりなんです。市民交流センターは旧役場庁舎にかわる施設として位置づけてるんじゃないんですか。違うんですか。
- 〇出田裕重委員長 副市長。
- ○副市長(川野四朗) そういうものではございません。市民のサービスの低下をきた さない最小限のサービスを図ろうとするものでございまして、ここに書いてあるものは分 庁舎までのことを書いてあって、その後については検討委員会で十分に検討した上で、物 ごとを進めなさいよということを書いてあるんです。

それと、もう一つ、合併協定書の中に、新市における組織、機構の整備方針ということもわざわざ別紙にして書いてあるんです。新市における行政組織、機構については、従前の三原郡4町の行政組織機構を満たすには、合併後、当面、新庁舎は建設しない。当面、建設をしないということは、当面ということは私も辞書で引いてみましたが、引いてみましたら直ちにということです。ですから、合併して直ちにはしませんよと。ただし、その後に、また各庁舎が狭わいであること等により、すべてを統合し、一元化を図ることはそのときには困難であったと。しかしながら、合併の趣旨を踏まえ、合併の効果を最大限に生かすにはできる限り、組織・機構の一元化を進める必要がある。これは一本化しなさいということを書いてあるんです。

このため、合併時における組織については次の事項とする。そういうふうなことを4町の町長をはじめ、合併協議会の皆さん方が署名捺印をして我々に託してきておるわけでして、その託してきたものを我々ができるだけ皆さん方の意思を汲んだ形をやろうとしてい

るわけでございますので、この中にもこの署名をしている方もおられるわけですから、そこらあたりのこともお聞きをしていただいたらいいと思うんですが、私どもが書いたものについてできるだけその趣旨が生かされるような方法として、今までずっとやってきておるわけでして。合併協定書や新市建設計画の1字1句まで、それをこうだああだというようなことを言っておれば、何事も前へ進まんということでございますので、大まかな話としてそういうものを踏まえていくということがいいんではないかと私はそのように思います。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 この説明資料で、この市民交流センターというのは、行政サービスを補完するものという位置づけをしてると思うんです。違いますか。住民窓口サービスを補完するものという位置づけをしてませんか。
- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) 21カ所の説明会を行ってまいりました。その中で市 民交流センターにつきましては、従来の公民館活動、それから地域のコミュニティの醸成、 それを新たに地域独自で行っていただきたい。それから3点目に、窓口サービスの補完機 能、これをあわせ持った、3つの施設をあわせ持った施設として新しく21カ所に設置し たいというふうな御説明をさせていただいております。
- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 つまり、今回、旧役場庁舎をなくすということも新庁舎建設の中でうたってると。役場庁舎をなくすので、住民窓口サービスの補完をするんだということになってると思うんです。ということは、住民市民センターというのは旧役場庁舎にかわるものという、そのものじゃなくてもそれにかわるものとして、できるだけそれに近いものを目指そうという考え方にいるという説明で、市民はそういう理解をしてると思うんですが。これは中田次長の巧みなお話の中で、市民の皆さんは役場庁舎にかわる便利なものが市民交流センターにできるという理解をしてると思うんです。とすると、住民窓口サービスの低下を招かないような配慮、つまり、電算処理のネットワークというのはそこにつくるということが新市建設計画の中ではうたわれてるのに、なぜやらないのかということを聞きたいのです。

- 〇出田裕重委員長 市長公室次長。
- ○市長公室次長(中田眞一郎) 先ほど申し上げました市民交流センターには、3つの 主な業務がございます。

私どもは、今、御指摘の窓口業務の補完業務、これにつきましてネットワーク化を急げというようなお話しかと思います。先ほど、セキュリティの問題もございました。説明会では翌日の交付が基本で、あらかじめ電話予約をいただければ、1回の訪問で申請・交付と一度にできますよというような御答弁をさせていただいておりましたが、それ以降、実際に現在の出張所、支所機能の中で、即日交付を行っておる施設もございます。それを参考にしながら、今後、即日交付に向けた取り組みを具体的に考えていきたいと思っております。

- 〇出田裕重委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 私が言ってるのは、そういうことはもちろんそうなんですけれども、こういう計画の中で、新庁舎建設計画の中でやはり大事な点が忘れられてると。市民交流センターというのは、本来、セキュリティ上の問題からほとんど不可能であるという総務次長のお話があったわけで。つまり、何か市民に同じようなものができるという一つの幻想を与えてしまって、宿命的な、できないものができるかのような説明会になっている部分が出てるんじゃないかと。新市建設計画の中でしっかりうたわれてることへの責任というのがやっぱり果たされていないという計画であるということを指摘したいと思います。終わります。
- ○出田裕重委員長 ほかにございませんか。質疑がございませんので、質疑を終結します。これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。長船委員。
- ○長船吉博委員 今、協議をしておる中なんですけども、できることなら、総務常任委員会の皆様の御理解を賜って、継続審議というふうなことも考えられると思うんですけども、この点いかがでしょうか。
- ○出田裕重委員長 ただいま、長船委員から議案第57号について、閉会中の継続審査 とされたいと動議が提出されました。という解釈でよろしいですね。 お諮りします。

議案第57号、南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例制定についてを継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 3 名)

○出田裕重委員長 挙手が3名でございます。念のため、本案を継続審査とすることに 反対の方の挙手を求めます。

(挙 手 3 名)

○出田裕重委員長 ただいまの採決については、可否同数でございます。

したがいまして、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が採決します。

議案第57号、南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例制定についてを継続審査とすることに、委員長は反対であります。

よって、議案第57号を継続審査とすることは、否決されました。

これより採決を行います。

議案第57号、南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 3 名)

○出田裕重委員長 ただいまの採決については、挙手の方が3名です。 念のため、本案を原案のとおり決することに反対の方の挙手を求めます。

(挙 手 3 名)

〇出田裕重委員長 採決の結果、可否同数であります。

したがいまして、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に対して採決 します。

議案第57号、南あわじ市の事務所の位置を設定する条例の一部を改正する条例制定については、委員長は可決であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

再開は午後2時50分といたします。

(休憩 午後 2時40分)

(再開 午後 2時50分)

○出田裕重委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第58号、南あわじ市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例 及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を 改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長船委員。

- ○長船吉博委員 ここの条例なんで、提案説明はもう結構です。
- 〇出田裕重委員長 という声が上がっておりますが、提案理由の説明を省略してもよろ しいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、そのようにさせていただきます。 それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

熊田委員。

- ○熊田 司委員 恐れ入ります。類似団体の市長、副市長、教育長の報酬の金額、もし、 わかれば、平均で結構ですけど、わかりませんか。
- ○出田裕重委員長 後ほどどうそ。谷口委員。
- ○谷口博文委員 これは、先般も同僚委員からも質問もあったと思うんですけども、みずから特別職の方、市長、副市長、教育長、10%、8%、8%というようなみずから減額されたような状況でされとった段階で、今回の報酬審議会からの答申を受けてやられておるわけですが、市長に対しては11.45%削減、副市長に対しては9.3%、教育長に対しては11.7%の削減というようなことで、教育長60万円というようなことが報酬審議会から出とんのだけど、このあたりのバランスというか、11.45とか9.3とか1

- 1.7とかこの辺が若干バランス的にいかがなもんかと思うんやけども、この辺は、どういうふうな見解で、こういうふうな数字が出てきとんでしょうかね。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。
- ○総務課長(佃信夫) まず、市民には、若干の説明を審議会で行われた審議内容について、若干御説明申し上げます。

まず、市長の削減前の給料が96万円となっております。同じく副市長75万円、教育 長が68万円でございます。市長の96万円を100%にいたしますと、副市長が78. 13%、教育長が70.83%ということでございます。この三役の給料を審議するとき に、まず、市長の給料月額をどうするかということで審議に入ったわけでございます。そ のときに、市長の給料については、県平均が85万239円でございまして、また、現行 10%の減で、今年度につきましても86万4,000円ということの額でございます。 審議会におきましては、市長のお気持ちを察して、もう少し踏み込んだ額で減額をお願い したいということで、85万円ということで、まず市長の額を答申額を審議したというこ とでございます。その後、副市長につきましては、先ほど言った78.13%が削減前の 率でございましたが、県下でいきますと、市長に対して84%ということでありますので、 80%が妥当ではないかということで、85万円の80%の68万円で、教育長につきま しては、県下でいきますと75%の割合でございますので、これもももうちょっと踏み込 んで70%ということが妥当ではないかということで、85万円の70%で59万5,0 00円ということになったわけでございます。それを60万円といたしまして、結果的に、 市長に対して副市長が80%、教育長が70.6%になりまして、答申額の85万円、6 8万円、60万円となったわけでございまして、それを昨年率にしますと、先ほど委員が 御指摘になったように、96万円に対する85万円が市長については11.46%の減、 副市長につきましては、75万円から68万円でいきますと9.33%の減、教育長につ きましては、68万円から60万円の11.76ということで、結果的に若干御指摘のよ うないびつなパーセントになりますけども、そういった経過で審議が行われておりますの で、御理解を賜りたいと思っております。

- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ちなみに、そしたらですよ、市の医師の給料であるとか、学校長の給 与の最高額であるとか、一般職員の職員の最高額等々と、わかる範囲でお願いできますか。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。

- ○総務課長(佃信夫) 医師につきましては、年俸ということでございまして、年俸でいきますとちょっと詳しい資料は今手持ちじゃないんですけども、2,000万円を若干超えているような額であったと思います。それと、職員の一般職で、部長級で一番高い者が、月額でいたしますと44万6,000幾らかであったと思います。ただし、今回の三役の給料につきましては、今見ていただきました表の類似団体とか、近隣の市町の状況、要は、その対象である三役の状況を踏まえた中での審議をということで御理解をいただきたいと思っております。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ちなみに、そんなら、学校長の大体、わかりませんか。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。
- ○総務課長(佃信夫) 済みません、今ちょっと学校長につきましては、手元に資料ご ざいませんので、また後ほど調べさせていただいて、御報告させていただきたいと思いま す。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 私はね、報酬審議会からこういうふうに、給与引き下げ、日本経済が一番厳しい状況が、僕はデフレやと、消費が冷え込む、物が売れない会社、給料が下がるというようなことで、どんどんどんどん日本経済が萎縮していきよるような現状下にあって、当然、何もかも引き下げ引き下げいうか、JAの組合長とかなんかとも比較しても、僕は特別職の市長の給与というのは、厚遇されているというような、僕は認識はないんですわ。年間、365日ほんま5日間ぐらいしか休みなしにやっていただいて、市のトップでやっていただいていると。そして、かつて、4町の時代は、町長も4人おったと。そういうような状況で、経費の削減においても、かなりの削減効果があって、ますますこういうふうな特別職の給料引き下げによる一般職員への給与の影響というのは、あるんですか、ないんですか。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。
- ○総務課長(佃信夫) 一般職につきましては、毎年度人事院勧告に従って、それに準

用して引き下げを、今現行で、現在でありましたら、引き下げの改定を行っているところ でございます。

- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 人事院勧告より以上に、今の総務省の片山大臣は踏み込んだような公務員の給与体制等々、また踏み込んだような状況で検討するようなことも聞いておるんやけども、例えば、人事院勧告に従って一般職の給料もそういうふうにしていくんか、また、公務員というか、人事院勧告以上の削減をやるようなことを考えているのかよ、この特別職の給与引き下げ、また職員も人事院勧告以上の引き下げをやろうとかいうようなことは、僕はしたらいかんと思うんやけども、結論から言うたら、何もかも給料を下げる、下げるということは、決して、この地域経済にとっては、決して、僕は負の効果があって、プラスの要因にならんと思うんやけども、この辺、どういうふうな課長認識ですか。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。
- ○総務課長(佃信夫) 非常にありがたいお言葉をいただいておりますけども、やはり、 地域経済また地域の市民の方々の目線からして、やはり我々公務員、今、優遇されている という形では見られていることと思います。したがいまして、人事院勧告が出ましたら、 それに基づいて対応していくというような考え方でございます。
- 〇出田裕重委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 私も公務員生活36年やらせてもろうて、私ずっと近年日本経済が厳しい状況下にあって、それで、給料の引き下げであるとか、現状維持であるとか、先ほども言うたように、さまざまな給料引き下げの方向で来て、職員一人当たりの本当に100万以上の給料が削減されたような、若い世代はやはり地域において子育てというか、最低限の生活給やね。僕は管理職というか、子育て済んでいるところは、ある程度我慢してもろうてもいいのやけども、やはり、子育てするような年代のとこは、しっかりと、その辺は最低限の生活給の保障はしてあげていただきたいなというような思いがあるんやけども、今まさに民間が非常に厳しい状況にあって、地域経済が疲弊していると。そのあたり、私ら入ったときは、民間が活力あったもんやさかい、我々公務員というのは、民間以下の給料をいただいとって、ずっと来た。たまたま今公務員の方が、火床におったやつが、民間が枯渇してもうたやから、たまたまいいような状況にあるんやけども、これ日本経済にとっては、非常に余りよくないと思うんやけども、それは、またこんなところで議論しても

仕方がないことなんで、とにかく、職員の方々が市民からいろんなさまざまな厳しい批判を受けるんやさかい、より一層職務に専念していただいて、市民の付託にこたえるように頑張って、もらう給料以上の働きをしてもらうたら、市民の不満も出えへんと思うので、その辺は、総務部長、職員のより一層の指導をお願いいたしたいんですけども、いかがですか。

- 〇出田裕重委員長 総務部長。
- ○総務部長(喜田憲康) 御助言とおり頑張って職員の資質向上と、それぞれの職務の 精励にさらに努めてまいりたいと思います。
- ○出田裕重委員長 ほかに、柏木副委員長。
- ○柏木 剛副委員長 谷口さんが大分言ってくれたんですけども、今、あえてこういう ことを提案してきた理由、これまで見ますと23年3月まではもう自主的に10%、8% と、過去に出てますよね。その理由と、それから、仮に行われた場合の財政といいますか、 支出の年間金額、その辺、ちょっとわかりますか。これをやることによる削減額。
- ○出田裕重委員長 総務課長。
- ○総務課長(佃信夫) 御質問が2点あったかと思います。

まず、1点目、なぜこの時期にこういう議案を出してきたかということでございますが、 市長のお気持ちからして、まず、みずからを律して率先して減額をしていって、この後、 第二次で答申がございます非常勤の特別職の方々の報酬も見直すような形となっておりま す。その方々につきましては、先ほどおっしゃられた23年4月をめどに、また今後条例 改正等をさせていただきたいと思っております。

もう一点、削減効果ということでございますが、ちょっと今、手元に資料なんですけども、先ほどちょっと電卓たたきましたら、6カ月間、これから今年度ですね、10月、今回この議案を可決、御議決いただきましたら、6カ月間の減額となりまして、これは、現行の額でいきますと、三役の報酬、給料でいきますと、約200万円ぐらいの減額になるんじゃないかということでございます。

- 〇出田裕重委員長 柏木副委員長。
- ○柏木 剛副委員長 自主返納している部分との差額でいったら幾らですか。

ああ、いいです、私は大体計算できているんですけどね。そんな大きな額じゃないのは、 もう明らかなんですよ。私、実は、これはこの場で言うような話かどうかわかりませんけ ど、市長がそういう率先してという話は、それはそれでも尊重すべきだと思うんですけど、 いわゆる一般職の話にも絡むか、あるいは組合員まではともかくとして、管理職の話に絡 むかと思うんですけど、仮に1%下げるだけでも、どれだけの額があるかということをち ょっと考えてみると、まるでけたが違うということは明らかなわけです。

ただし、組合員まで含めてやるのはどうかと思いますけども、少なくとも管理職に関しては、例えば管理職手当だけでも、仮に1%だけでも、それに負けず劣らすの大きな額になるのは間違いないんですよ。私も思うんですけど、管理職というのは、一般の会社でいくと、いわゆる経営の幹部、幹部社員なんですよね、管理職というのは。それから、部長となると、もう経営者そのものだと思うんですよ。だから、当然、やっぱり一番経営のトップに立っている市長、副市長がそうであれば、もう少し幹部社員、特に上級幹部社員については、同じような考え方をぜひ持ち込んでほしいというのが、私は一般市民の感覚じゃないかと思います。

もちろん、非常勤の中で、議員報酬の話も出てくると、当然思っています。もちろんそのときはそのときで、市民目線で、それなりの可否、賛否を私は判断したいと思っているんですけど、先ほど出ました人事院勧告の話も、これからという話ですけど、ぜひそんなこともひとつ意識しながら、この辺のことはよく考えていただければ、ラスパイレスが96.何ぼとか、高くないという話じゃなくて、ぜひ、そういう市民感覚でもって、市長がそうであるならば、経営幹部である幹部職員、あるいは経営者である部長については、同じような格好で、ぜひそんな方向を考えていただきたいと、私は思っております。いかがでしょうか。

〇出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長(喜田憲康) ちょっとその前に、先ほどの市長、副市長、教育長のこの報酬の実施時期のことで、市長みずから当然そういう思いになっておられるというふうなことはあったわけですが、この報酬審議会のほうからも、速やかに実施することが適当であると、そういった報酬審議会の答申があったということもその10月から実施という大きな一つの要因となったということについて、先にお伝えをさせていただきたいと思います。もう一点でございます。部長級というふうなことでのお話がございました。最終的には、市長が御判断をされることでございますが、先ほど課長のほうからも答弁ございましたように、公務員に対するそういう給与の形というのは、民間から見れば厳しいというふうなことでございます。国家公務員等で見ますと、当然地方との違いはあるにしましても、人事院勧告そのものは、国家公務員の給与そのものを民間会社と比較しながら、今年度、も

う既に報道機関等でも発表されておるとおり、マイナス 0.5 というふうな形になっておるところでございます。それらを踏まえながら、市長として最終的な御判断をされることとなろうかと思うんですけども、責任ある部長また管理職として、それぞれがそれぞれの業務にしっかりと徹しながら頑張っていく中で、そういった形で最終的な市長の御判断もされるのではないかと思ってはおるところではございますが、そういうことで、現時点では、その程度にとどめさせていただきたいと思います。

- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 端的に、これ報酬審議会、年に何回ぐらい、この後予定があるんです か。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。
- ○総務課長(佃信夫) まず、特別職の報酬審議会につきましては、諮問があるごとと いうことになっておりまして、今回につきましては、過去6回。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 今後あるんかないかで、もういい。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。
- ○総務課長(佃 信夫) 今後ございます。もう一回はございます。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 これだけ社会情勢めまぐるしく変わっておる中で、やっぱりその都度、 その都度、経済状況に合わせてやっぱり報酬審議会で下げる、上げるは別として、やっぱ り検討する機会を与えるのもええんじゃないかというふうに思っておりますので、できた ら、年1回か2回するように要望して終わります。
- ○出田裕重委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第58号、南あわじ市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 多 数)

- ○出田裕重委員長 挙手多数であります。 よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ③ 議案第59号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ○出田裕重委員長 次に、議案第59号、南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

熊田委員。

- ○熊田 司委員 1のところに通勤のため交通機関また有料の道路を利用してその運賃 または料金を負担することを条例とする職員とこう書いているんですけど、これに該当す るような職員いるんですか。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。
- ○総務課長(佃信夫) 現在、1名おります。
- 〇出田裕重委員長 熊田委員。

- ○熊田 司委員 その方はどこから通われているんですか。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。
- ○総務課長(佃信夫) 現在、市長会に派遣をしている職員が1名おりまして、福良から神戸まで通っております。
- 〇出田裕重委員長 熊田委員。
- ○熊田 司委員 この方はバスで通っているんですか、車で通っているんですか。
- 〇出田裕重委員長 総務課長。
- ○総務課長(佃信夫) バスとJRを使っております。
- ○出田裕重委員長 ほかにございませんか。質疑がございませんので、質疑を終結します。これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。 議案第59号、南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、 原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 多 数)

- ○出田裕重委員長 挙手多数であります。 よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ④ 議案第60号 南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ○出田裕重委員長 次に、議案第60号、南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部

を改正する条例制定についてを議題とします。 これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇出田裕重委員長 ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第60号、南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 多 数)

- ○出田裕重委員長 挙手多数であります。 よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ⑤ 議案第61号 南あわじ市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- ○出田裕重委員長 次に、議案第61号、南あわじ市防災会議条例の一部を改正する条 例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

ございませんか。

北村委員。

- ○北村利夫委員 これ30人を35人以内にするいうこと、何で、これふやす条例なんですか。
- 〇出田裕重委員長 防災課長。
- ○防災課長(松下良卓) 現行の条例は30名でございます。委員の数も、今現在、ちょうど30名でございます。このたび淡路広域水道に上下水道部から水道のほうが淡路広

域水道のほうに行かれたというようなことで、組織機構の改革で1名を増加するようになります。また、1名だけで、今度は条例で31名以内とするとなったときに、また他の機関で防災会議の委員の方にふえるというようなことになりましたら、また条例改正をしなければならないことになりますので、当面、35名以内というような形で、今回条例改正をさせていただきました。

以上です。

- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 このふやす、実質ふえたからふやすということやけども、実際ふやす 理由なんですよ、根本的な理由は何ですかという。
- 〇出田裕重委員長 防災課長。
- ○防災課長(松下良卓) 根本的な増員の理由はですけども、防災会議の委員の中には、 指定地方公共機関という方々にも入っていただくというようなこともなっております。今、 防災会議の委員の中には、関西電力でありますとか、NTTでありますとか、また医師会 というふうな形もございます。このたび、そういう形で、淡路広域水道に水道部のほうが 行かれたということで、広域水道企業団のほうから1名防災会議の委員を委嘱したいとい うことで、条例改正させていただきました。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 結局、その30人の中でやりくりいいますか、1人なり5人なりの入れかえとかそんなんではできない、ふやさないと、この業務が立ちいかないということなんですか。
- 〇出田裕重委員長 防災課長。
- ○防災課長(松下良卓) 水道の関係でございますので、ライフラインの重要な住民生活にかかわることですので、だれかとやりくりというような形はちょっと不可能かとは思います。

以上です。

〇出田裕重委員長 北村委員。

- ○北村利夫委員 終わっといたらいいんやけども、ライフラインというたって、実際、 仕事するのは、パートであったり臨時であったりという形するんでしょうから、これは審 議機関でしょう。違うんですか。
- 〇出田裕重委員長 防災課長。
- ○防災課長(松下良卓) この防災会議委員には、地域防災計画の内容を審議をしていただく委員でございます。
- ○出田裕重委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。 議案第61号、南あわじ市防災会議条例の一部を改正する条例制定について、原案のと おり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手 多 数)

- ○出田裕重委員長 挙手多数であります。 よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - ⑥ 議案第62号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定 について
- ○出田裕重委員長 次に、議案第62号、南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

谷口委員。

- ○谷口博文委員 消防団員の公務災害補償の条例改正だと思うんですけど、松下防災課 長ね、私は消防団員というのは、非常に地域防災に対して、危険な現場へ行きよるような 状況で、公務災害、今回のこの改正というのは、具体的には、どういうことなんですか。
- 〇出田裕重委員長 防災課長。
- ○防災課長(松下良卓) 今回の主な改正といたしましては、児童扶養手当法が改正になり、母子家庭のほかに父子家庭の部分で今度公務災害の関係で支給されるというような上部団体の改正に伴うものでございます。
- ○出田裕重委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。 議案第62号、南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

〇出田裕重委員長 挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

9月30日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長、副委員長一任」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 委員長、副委員長一任という声がありましたので、そのようにさせていただきます。 長船委員。

- ○長船吉博委員 やっぱり、委員会の中で、この住民投票という運動をした、そういう ことの中で、執行部に対して非常に住民に対して失礼でないかという面、それと特別委員 会に対しても少し軽視しておるんやないかという点を、はっきりと、少数意見かもわかり ませんけれども入れておいていただきたいと思います。
- ○出田裕重委員長 あとの特別委員会の件ですけども、その辺は、ちょっと委員長報告 ではどうかなと思うところがありますが、ちょっと副委員長とよく相談をしてつくりたい と思いますので、よろしくお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか、そういう答 えで。議会運営に関することは、総務常任委員長の報告としてどうかなと思うところも少しあるので。

長船委員。

- ○長船吉博委員 そういう意見、質問もありましたし。
- ○出田裕重委員長 現実、ここの委員会の中で質問がありましたというような趣旨では報告はできるかもわかりませんが。長船委員。
- ○長船吉博委員 委員会の中には、必ずそれ入っているんやから。
- ○出田裕重委員長 よく副委員長と相談させていただきます。 それでは、次に閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。 お手元配付されてますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇出田裕重委員長 変わりないと思いますが、この申出書のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○出田裕重委員長 異議がございませんので、議長に申し出することにいたします。 以上で、本委員会を閉じさせていただきたいと思いますが、その他、あれば、どうぞ。 長船委員。
- ○長船吉博委員 入札について、先般ちょっと質問もさせていただきました。そんな中で、8月26日、10件ぐらい入札ありましたよね。その入札の、また最低制限価格との差が非常に緊密というか、もうドンピシャも、ゼロ円というのも1件ありました。それから、89円、38円、398円、213円、166円というような最低制限価格の差、これだけ大体8,000万円、6,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円、8,000万円という請負の工事で、これだけ近い数字がたくさん出てくるというの、これ部長はどのように感じておるんでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) 今の長船委員の質問なんですけども、こういう8月26日、それから8月の初めにも数件見受けられました。実態を申しますと、これはという思いもしてます。我々としましても、急遽、審査会を開いて、今のような状況を何とか改善すべきやという思いの中で、急遽、審査会を開きまして、9月以降の執行にあっては、大きくは三つほどの改正を行いまして、9月に第1回目を実施しております。その改善の結果というのは、まだ1回なので、何とも申し上げられませんけども、委員が言われてます8月26日のようなああいうことではないんかなと。かなり皆さん、最低制限価格の中で厳しい競争の中で、いろんな応札があったわけでございますが、これについては、我々も推測のような話はなかなかできない微妙な部分もあります。何とかこれを改善したいという思いが一番先に頭の中に走ったような感じでございます。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 今、改善策として最低制限価格を公表しないと、そういう一応策をとっておると思うんですけども、それはそれなりに、こんなんはっきりは言わんでも構わんですけども、多少の効果は出てきたのかなという思いは、全くまだ1回、初めて、14日初めてした中やけども、そんなんは、まだ全然わかりませんでしょうか。
- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) 8月いっぱいまでに行っておる状況からすれば、最低制限価

格を公表しないというようなことからすれば、ある面、何かバックしたようなイメージにもとられるかもわかりませんけども、逆に今の状況を見てみますと、逆にその差のところのいろんな情報が飛び交うというんですか、これがいろんな面で、よい結果ではないんではないかと、こんな思いもありまして、いわゆる試行という形で、今改善策を講じております。

入札の執行という中で、これがベストやというようになかなか見出せにくいわけです。 ですから、合併以来、いろんな形で試行を繰り返して現在まで来てますんで、やっぱり今 のこの改善の内容についても、当分の間は、この形で進めさせていただいて、当然、その 結果によっては、また新たな見直しというような形で取り組んでいく必要があるんかなと、 こんな思いでございます。

- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 前回も言いましたけども、淡路市・洲本市・南あわじ市、その入札において、非常に南あわじ市と淡路市が最低制限価格に近いという数字が、物すごい幅ができておるわけなんですけども、それに対して、今、業者間の談合というのは、これ見る限りは私ら見受けられません。だから、逆に今度は、本当に前回も言いましたけども、情報の漏えい等、不信感をちょっと持っているわけなんで、できたら、今回、新たな方策をとっていただけてるというのはありがたい、一つの方策、ありがたいと思うんです。僕は前々から最低制限価格は、業者を守るためにやっぱり必要だという気持ちもあります。

そんな中で、特に下水道工事について質問したときに、なぜこの地区、これだけの工事するのに一つにやったら工事費が安くつくんやないかと、そうやけども、なぜ分割するんやという質問をしたときに、分割は、やはり多くの業者に請け負ってもらいたい、地域の業者を育てるためやというふうな答弁でありました。これには間違いなかったですね。

- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) そういう理由もありました。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 そんな中で、これは定かではないんだけども、今回とあるところの入札を落札した、しかし、入札落札したんやけども、その工事については、住民説明では、これだけの工事の住民説明をしている。入札したらこれだけの工事入札をしとる。なら、残りの部分は、まだ入札されてない。それを随契で追加工事として発注する、そういうふ

うなことを耳にしたんでやね、それはおかしいんではないかという思いがしておるんです けども、こういう場合は、どんな感じなんか。もう随契で、追加オーケーなんでしょうか。

- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) 今の質問については、私どこの案件なのかも承知しておりませんし、ただ一般的には、軽微な変更というのは当然出てくるんかなとは思いますけども、 今おっしゃってますように。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 6,000万円ぐらい。
- 〇出田裕重委員長 財務部長。
- ○財務部長(岡田昌史) それは、聞いてないです。そういう情報は、こちらには入っておりません。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 追加工事だけで6,000万円ぐらいある。もう1件、追加工事だけでも3,000万円ぐらいある。そういうふうな、ちょっと聞こえてきたんですけど、やはり、そういう、それだけの金額がもし工事であるんなら、やっぱり新たに入札するべきだと。先ほど副市長が言ったように、下水道も分割して工事請負をしたというふうなことなんで、ぜひとも今回、そういうふうな追加というふうなんはやめて、正式にやはり一般競争入札でやっていただきたいというふうに思っておりますので、その旨、ひとつおとめ置き願いたいと思います。
- 〇出田裕重委員長 副市長。
- ○副市長(川野四朗) そういうことはないと思います。エリアを広げておいて半分に しといて、またプラスすると。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。

- ○長船吉博委員 いや、違うんです、住民説明。
- 〇出田裕重委員長 副市長。
- ○副市長(川野四朗) 住民説明をしといて、そういうことはないと思うんですが、ただ、今までは下水と水道一緒のところにおりましたんで、そういうあたりは同時に発注していくということがありました。この間、聞きましたら、水道と下水はどのようにしているんかという話をしておりましたら、下水はもう下水で発注していくと。あと水道との絡みが出てくるんで、水道はどうするんやという話したら、今、広域の水道事業団では、そういうところについては、取った業者と随契をすると。それで一元的に仕事をすると。一たん掘ったものをまた埋めて、また掘り返す、場所によっては、非常に狭いところもあって、そういうことをすることが、市民の皆さん方に不便をこうむることもあるんで、そういうことでは、ほかには私は知りません。そういうことは聞いておりますけど。
- 〇出田裕重委員長 長船委員。
- ○長船吉博委員 今、下水道と水道の関係で、言やあ、ワンセットじゃないですか。だから、下水道・水道、関係なしに、他の工事でそういうことはもうやっぱりないですね。 分割してやりますね。
- 〇出田裕重委員長 副市長。
- ○副市長(川野四朗) 私の知るところでは、ないと思います。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 それこそ関連なんですけども、もうちょっと具体的に聞かせてもらいます。入札後、即追加発注なんてことはありますか。
- 〇出田裕重委員長 管財課長。
- ○管財課長(提省司) 追加発注ということは、先ほどの変更の増というふうな解釈を するんですけれども、そういったものは、こちらのほうではちょっと把握はしておりませ んが。

- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 これは、8月26日にされたやつなんですけども、そこで、いわゆる コンクリートけい畔、これ1万メートルのやつだったんですよね。それを受けて、その後 6,000メートルの追加ということで、地元に聞いたら事業を始めとるということなん ですよね。それで、これ何でやと思ってずっと考えよったら、ひょっとしたら、いわゆる 1億を超えたら、県の許可、いわゆる県と協議せないかんと、そういうことあるんですか。
- 〇出田裕重委員長 管財課長。
- ○管財課長(提省司) それぞれの事業によりまして、変更が大きい場合は、所管の県 の部署と協議はする必要があるという事業も当然あろうかと思います。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 これ、もっと端的に言うたら、予定価格が9,800万円ぐらいやったと。そして、いわゆる追加工事が6,000メートルという形になってきたら、1億5,000万円超える可能性があるわけですよね。そうなれば、議会に付さないかん案件になってしまうと、これを逃れたんじゃないかなという疑惑、いわゆる懸念があるんですけども、これはどのように思われますか。
- 〇出田裕重委員長 管財課長。
- ○管財課長(提省司) ただいまの1億5,000万円になるような変更の事業がある というのは、今初めてこちらのほうでお聞きさせていただきましたんで、そういったもの があるか、少しこちらのほうで調査したいと思います。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 ここまで言うてるんで、場所言うときます。福井地区なんですけども、あともう1件、これ高萩、これは二、三千万円の追加やったんですけども、これは1億5 000万円には届かないやつやけども、これも同じような契約がされているんじゃないか という疑惑が、地元から起こっているんですよね。
- 〇出田裕重委員長 財務部長。

- ○財務部長(岡田昌史) 初めて耳にしたことなんで、きちっと調査させていただきます。
- 〇出田裕重委員長 北村委員。
- ○北村利夫委員 これは地元の人に聞いて、いわゆる住民説明のときも、いわゆる1万6,000万の説明であったと、それが1万の入札であったということなんですよね。もう現在、工事もいわゆる飛び飛びにされているということなんで、僕もきょう帰り寄ろうかなと思いよったんやけど、現場を。またあしたでも、現場を見てきたいというふうに思うているんですけども、もし、このうわさが事実やったら、これゆゆしいことなんで、十二分に調査していただきたい、そのように思います。

終わっておきます。

- ○出田裕重委員長 ほかに。総務課長。
- ○総務課長(佃信夫) 先ほどちょっと熊田委員の御質問で、ちょっと訂正をさせてい ただきたいと思います。

先ほど対象者1名と申し上げましたが、2名おりまして、もう1名は、緑庁舎と神戸を 通勤しておる者がございます。通勤手段は、高速バスとマイカーということでございます ので、訂正をさせていただきたいと思います。

○出田裕重委員長 気をつけてください。 ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○出田裕重委員長 それでは、柏木副委員長より閉会のごあいさつをいただきたいと思います。
- ○柏木 剛副委員長 どうも長時間お疲れさんでした。 これをもちまして、総務常任委員会終わります。

(閉会 午後 3時40分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 9月22日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 出 田 裕 重